

瑩山禪師伝の再検討(五)

——義介の遷化・大乘寺退董・永光寺開創——

横山龍顯

一、義介からの相承物とその行方

——五老峰の意義をめぐって——

前稿に続いて、「義鑑附法状」・「嗣書之助証」とともに瑩山禪師へ相伝された相承物について検討していこう。

まず「義鑑附法状」においては、附法状の全体にわたって嗣書が話題に挙げられていることから、「義鑑附法状」とともに瑩山禪師へ義介の嗣書が相伝されたと考えられる。義介から相伝された嗣書について、『御遺言記録』「建長七年二月一四日条」では、義介への嗣法を終えた懐契が、

粥了示曰、我身命不_レ定。雖_レ然今日以後、縦雖_レ有_レ何

瑩山禪師伝の再検討(五) (横山)

事_レ非_レ恨。免_下我已断_二仏種_一之罪_上。縦我雖_レ嗣_二此法_一、不_レ得_二其人_一兮如_二断絶_一、生々恨也。然得_レ備_二遂_二此事_一、我願已成就。若向後得_レ人之時、縦雖_二多少人可_レ与_レ書、不_レ可_レ見_レ本。如是汝以_レ本可_レ付_二(道元禪師全集)七卷、春秋社、一九九〇年、二〇四頁)。

と述べている。引用末尾の「若し向後に人を得る時、縦い多少の人に書を与うべしと雖も、本を見せしむべからず。是の如く汝には本を以て付すべし」をいかに解釈するかが問題となるであろうが、この「本」というのを、「道元禪師の嗣書の原本」と理解すれば、懐契はここで、「もし後に嗣法すべき人を得て、幾人かに嗣書(書)を与えることになっても、もはや道元禪師の嗣書の原本を見せること

瑩山禪師伝の再検討(五)(横山)

はできない。このように、お前(義介)に原本を付授することができたのだから」と言っていることになる。¹⁾すると、義介は懷奘から「道元禪師の嗣書の原本」を相承したことになり、懷奘も道元禪師から「道元禪師の嗣書の原本」を譲り受けていたことなるう。

右の理解にしたがえば、「義鑑附法状」とともに瑩山禪師へ相伝された嗣書は、道元禪師から懷奘に授けられた嗣書そのものであった可能性が指摘され得るであろう。ただし、これは可能性の一つであって、道元禪師の嗣書がそのまま瑩山禪師に相伝されたのかは、今後の更なる検討が必要である。

それでは、義介から相伝された嗣書はその後どこへ行ったのであろうか。現在残されている資料では、情報が統一されておらず、その行方が判然としないが、やはり五老峰に安置された可能性が高いと考えられるので、以下に検討してみよう。

元応元年(一一三一九)二月八日に作成された瑩山禪師真筆の「洞谷山尽未来際置文」(以下、「尽未来際置文」²⁾)には、

是以³⁾自身嗣書・先師嗣書・師翁血経・曾祖靈骨・高祖語録⁴⁾・安置⁵⁾当山之奥頭⁶⁾・而名⁷⁾此⁸⁾□⁹⁾稱¹⁰⁾五老峰¹¹⁾〔瑩山禪師御遺墨集〕、大本山總持寺、一九七四年、第九折)。

とあり、五老峰に瑩山禪師自身の嗣書・義介の嗣書・懷奘の血経・道元禪師の靈骨・如浄の語録を安置することが述べられている。瑩山禪師の嗣書は義介から相伝された嗣書であると考えられるが、先の推測に基づき、この嗣書が道元禪師の嗣書原本であったとすると、義介の嗣書とは、義介が懷鑑から相伝していた達磨宗の嗣書ということになるうか。もちろん、義介の嗣書が曹洞宗の嗣書である可能性も存しており、その意味にとると、道元禪師の嗣書原本は義介において相伝が止まり、新たに作成された嗣書が瑩山禪師に相伝されたことになる。いずれにしても、「尽未来際置文」による限りでは、瑩山禪師が義介より相伝した嗣書は五老峰に安置されたことになるであろう。

しかし、元亨三年(一一三三三)九月一三日に著された『洞谷山伝灯院五老悟則并行業略記』(以下、『行業略記』)に記載される五老峰の埋納物は、

高祖、大宋国裏明州天童三十一代和尚、諱ハ如浄……
今安シテ師ノ語録ヲ当山ニ、擬ニス于靈骨ニ。

曾祖、越前吉祥山永平寺開山和尚、諱ハ道元……
得ニ靈骨ノ小片ヲ、安ニス当山西北ノ隅ニ。

祖翁、永平二世和尚、諱ハ懷奘……今以ニ師ノ平生一行
三礼真蹟ノ血経ヲ、安ニ置シテ曾祖靈骨ノ傍ニ、以テ擬ニス靈
骨ニ。

先師、加州大乘寺開山和尚、諱ハ義介……今以ニ一生
所持ノ之嗣書并六祖御所持南嶽門下相承ノ之普賢ノ舍利
及先師ノ頂骨、自筆五部ノ大乘経、奉ニ納シ当山ニ、鎮
護シテ山門、擁護ス法命ヲ（流布本『洞谷記』、『諸本
対校 瑩山禪師『洞谷記』、春秋社、二〇一五年、二
六b～二九a、以下、『洞谷記』からの引用は本書に
より、写本名と頁数のみを記す。へゝ内は割注、以
下同）。

となっていて、如浄・道元禪師・懷奘の埋納物について
は、「尽未来際置文」に等しいが、義介・瑩山禪師の埋納
物については、やや相違を見せている。以下に対照してみ
ると、

瑩山禪師伝の再検討（五）（横山）

「尽未来際置文」 『行業略記』

義介 嗣書 一生所持之嗣書・普賢舍利・頂骨

瑩山禪師 嗣書 自筆五部大乘経

となる。『行業略記』によれば、五老峰には義介の頂骨と
ともに嗣書と普賢舍利が埋納されているが、義介の埋納物
は、いずれも達磨宗関連の相承物であったと思われる。「嗣
書之助証」と『行業略記』での表記を比較してみると、

「嗣書之助証」……此書并六祖普賢舍利（一粒）……

（東隆真編『大乘寺開山徹通義介禪師関係資料集』、春
秋社、二〇〇八年、六六頁）

『行業略記』……一生所持ノ之嗣書并六祖御所持南嶽門
下相承ノ之普賢ノ舍利……

となり、修飾句の差こそあれ、義介が記した「嗣書之助
証」と瑩山禪師が記した『行業略記』での表記がほとんど
一致することから、『行業略記』に述べられる「一生所持
之嗣書」と「六祖御所持南嶽門下相承之普賢舍利」とは、
達磨宗の嗣書と達磨宗相伝の普賢舍利と見てよいだろう。
したがって、「尽未来際置文」に記される義介の嗣書も、
達磨宗の嗣書と考えて差し支えないと思われる。つまり、

義介の埋納物については「尽未来際置文」では達磨宗の嗣書だけであったものが、『行業略記』に至ると普賢舍利と頂骨が付加されていることになり、これは重要な意味を持つていると考えられる。

頂骨に関しては、遺骨であるため埋納されて然るべきであるが、問題は普賢舍利が追加された点である。義介の達磨宗の嗣書と普賢舍利が五老峰に埋納されたということは、「嗣書之助証」において瑩山禪師に相伝された達磨宗に関する相承物のすべてが五老峰に埋納されたことになり、ここに達磨宗の法灯は完全に断絶することになるのである。この意味において、五老峰建立の意義はより明確になるであろう。瑩山禪師は義介から相伝した達磨宗にまつわる相承物をすべて五老峰に埋納することにより、以後の法灯は純粹な曹洞宗の系統、すなわち瑩山禪師が『伝光録』で説示した祖師の系譜に一本化されることになるわけである。よって、「尽未来際置文」から『行業略記』に至る義介の埋納物の変遷からは、瑩山禪師における五老峰の意味づけが、自身を含めた五老の塔所（「尽未来際置文」）から、如浄の法を嗣いだ道元禪師に直接連なる法灯、すな

わち日本曹洞宗における法灯護持の象徴（『行業略記』）という意味合いが、より明瞭に打ち出されるようになったことが知られるであろう。⁴⁾

さて、瑩山禪師の埋納物については、義介の事例と同様に考えるわけにはいかないであろう。「尽未来際置文」では「嗣書」となっているものが、『行業略記』では「自筆五部大乘経」となっており、嗣書と大乘経ではまったく異なるものであると言わざるを得ない。ただし、「尽未来際置文」と『行業略記』の文献間性格の相違を踏まえるならば、この点については、一定の解決を見ることが可能であると思われる。

「尽未来際置文」とは表題が示す通り「置文」として瑩山禪師が残したものである。置文とは「現在および将来にわたって遵守すべき事柄を定めた文書」（『国史大辞典』「置文」項）と説明されるように、瑩山禪師の滅後において、永光寺が系統的に遵守すべき事柄を記したものであると考えられる。河合泰弘氏によれば、「尽未来際置文」には「瑩山禪師」自らが中国曹洞宗の如浄、さらには釈尊の法脈を正しく承け嗣ぎ、その中心寺院となるのが永光寺

である」(東隆眞監修『諸本対校 瑩山禅師『洞谷記』』、春秋社、二〇一五年、一三一頁、()内は引用者) ことを示すところにねらいがあるとされる。仏法相承の正統性を示すという意味においては、五老峰の建立はそれを内外に示すのにこれ以上ないメルクマールとなるものであろう。しかし、五老峰が実際に造営されるのは、『洞谷記』に、

元亨三年(癸亥) 四月八日、以吉日良辰六合日^一、
引^二始五老峰ノ地……(古写本『洞谷記』一一b)。

とあるように、元亨三年(一一三三) 四月以降のことであり、「尽未来際置文」が記された元応元年(一一三九)の時点では、いまだ五老峰の構想は具現化していないのである。したがって、「尽未来際置文」に五老峰の件が記されているのは、「五老峰建立の発願」(『諸本対校 瑩山禅師『洞谷記』 一三一頁)と見なすべきであると思われる。このように見ると、五老峰の埋納物についても、元応元年時点の構想が述べられていると判断される。

一方の『行業略記』は、元亨三年九月一三日に記されたもので、これは同日の伝灯院上棟を記念して記されたものと思われるが、『行業略記』の「洞谷伝灯院五老悟則并行

瑩山禅師伝の再検討(五) (横山)

業略記」という表題からは、伝灯院に祀られる五老(如浄・道元禅師・懷奘・義介・瑩山禅師)の悟則と行業を記すことを主眼に撰述された文献であり、「尽未来際置文」のように将来的な構想を語るのではなく、事実に基づいて叙述される性格の文献であると言えよう。したがって、五老の各略伝末尾における「今、Xという祖師については、Yというものを五老峰に安置した」という五老峰の埋納物に関する記述に、「今」とあることからは、元亨三年九月一三日時点において、実際に五老峰に安置されていたものが示されていると考えられる。これらの埋納物がいつ五老峰に安置されたのかについては、『洞谷記』「元亨三年六月二三日条」の、

同六月廿三日、五老峰(戊亥) 隅^ニ、靈水涌出。……
凡^ソ此地有^ニ五靈^一。一ハ予求^ニ塔頭所^一、始^テ見^ニ此ノ平垣ノ地^一、是^レ最初ノ靈ナリ也。次^ニ見^ニ茶樹自然生^一、第二靈也。次^ニ靈水自然涌出^一、第三靈也。次安^ニ自筆五部大乘経^一、第四靈也。次安^ニ五老遺書^一、第五靈也(古写本『洞谷記』一一a)。

という記述が手がかりとなる。これによれば、元亨三年六

瑩山禪師伝の再検討(五)(横山)

月二三日以前には瑩山禪師自筆の五部大乘経や如浄・道元禪師・懷奘・義介ゆかりの文物が五老峰に安置されていたことになる。そして、ここで重要なのは、瑩山禪師以外の埋納物が「五老遺書」と説明されている点である。「遺書」という表現からは、五老峰への五老ゆかりの品々の安置は、基本的に五老の没後であると瑩山禪師は認識していたものと推測される。改めて確認するまでもないが、五老のうち、元亨三年時点で存命していたのは瑩山禪師のみであるため、瑩山禪師を除く四老(如浄・道元禪師・懷奘・義介)については、「尽未来際置文」の構想通りに遺物を安置できたであろうが、瑩山禪師自身はいまだ存命していたため、「自身嗣書」(「尽未来際置文」)の代わりに、「五部大乘経」(『華嚴経』・『大集経』・『大品般若経』・『法華経』・『涅槃経』)を五老峰に安置したものと考えられる。

このように考えると、瑩山禪師の生前には嗣書の代用品として「五部大乘経」が五老峰に安置され、示寂した後に「尽未来際置文」の記述に基づいて、遺弟らによって瑩山禪師の嗣書が五老峰に安置されたと推測されよう。したがって、瑩山禪師が義介から相承した曹洞宗の嗣書(義

鑑付法状)および達磨宗の嗣書・普賢舍利(「嗣書之助証」)は、いずれも瑩山禪師の示寂後に、五老峰へ安置埋納されたと考えられる。

おそらく、義介からの相承物の中で門下に相伝されたのは、次に挙げる法衣のみであったと考えられる。義介から瑩山禪師に与えられた「法衣相伝書」(広福寺所蔵)には、次のようにある。

伝附 紹瑾長老

相伝衣一領、納袈裟囊、

右件法衣者、永平開山初祖之袈裟也。其地者細布也。

初祖之在俗弟子中、有_二山城国生蓮房人_一。彼妻室、於_二初祖_一信心無_二、自精進潔齋而調織、遙持_三參於越州永平寺_一、所_レ奉_三供養_一也。初祖感_二信心無_二志_一、自裁縫而尋常著用、終宝治二年之夏、縫_二袈裟囊_一而納_レ之。建長五年癸丑七月、以_二永平之任持職_一、被_レ付_二二代和尚_一時、以_二此袈裟_一、同付_二嘱_二二代和尚_一。然間住持十八年之間、上堂・布薩等著用_二此法衣_一、凡滅後廿八年、暫時無_レ離_二衣宿_一、護持頂戴。最後病中、弘安三年戊寅八月十五日、召_二義介_一示_レ云、公者懷奘長嫡也。此法衣者、

先師与_二住持職_一付嘱袈裟也。於_レ身最尊重重宝也。然者法嗣雖_二人多_一、公者依_レ長嫡、即欲_二付授_一。于_レ時義介三拜而伝領。其後十六年頂_二戴_一之護持来。永仁二年乙未正月十四日、附_二法紹瑾_一時、以_二此法衣_一同伝授。即示云、此法衣者、已_二三代頂戴_一、最可_レ奉_二尊重_一法衣也。爾入院開堂伝法之外、不_レ可_二着用_一、一生可_二恭敬頂戴_一。今延慶二年〔己酉〕九月 日、在_二病床_一記_レ之。

釈迦牟尼仏五十三世永平第三代大乘開山義介（花押）〔瑩山禪師御遺墨集〕第五く九折。

延慶二年（一三〇九）九月四日、示寂直前の義介が病床において、瑩山禪師に相伝した道元禪師ゆかりの袈裟と納袈裟囊を証明する旨が記されている。「法衣相伝書」によれば、この袈裟は道元禪師自らが縫い上げた袈裟で、料布は道元禪師在俗の弟子・生蓮房の妻が寄進したものとされる。そして、建長五年（一二五三）七月に道元禪師から懐契へ、弘安三年（一二八〇）八月一五日に懐契から義介へと順次相伝され、永仁三年（一二九五）一月一四日には、義介から瑩山禪師へ嗣法と同時に相伝されたことがわかる。

瑩山禪師伝の再検討（五）（横山）

この法衣はその後も相伝されたことが明らかで、「法衣相伝書」の続きには、瑩山禪師の筆跡で、以下のように記されている。

大乘第二代当住紹瑾伝領、

今以_二此法衣并当寺住持職及聖教・道具・当寺寄進状・讓状等_一、付_二嘱素哲持

者。于_レ時_二應長元年辛亥十月十日_一、大乘

二代紹瑾記

紹瑾示（花押）

〔瑩山禪師御遺墨集〕第九折）

ここでは、應長元年（一三一）一〇月一〇日に、瑩山禪師から明峰素哲（一二七七く一三五〇）へ、法衣や大乗寺住持職とそれにあつわる聖教・仏具・文書等を付嘱する旨が記されている。しかし、状況的にこの段階で瑩山禪師から法衣や大乗寺住持職が素哲に相伝されたとは考えにくい。なぜなら、素哲は乾元元年（一三〇二）に瑩山禪師から印可を受けているものの、『仏祖正伝菩薩戒作法』を伝授されるのが元応三年（元亨元年・一三二一）二月であり、嗣法が行われたのは元亨元年七月二九日と見られることから、素哲は應長元年の時点では、いまだ伝戒さえ終

瑩山禪師伝の再検討(五)(横山)

わつておらず、実際に伝衣の相伝や任持職の委譲等が行われたとは見がたいと考えられる。また、『仏林惠日禪師行状』では、恭翁運良(一二六七〜一三四一)が瑩山禪師から大乘寺住持を委譲される描写が伝えられているため、大乘寺三代は運良であったと見なければならぬであろう。よつて、右の一連の記述は瑩山禪師から素哲に与えた記別として理解すべきであると思われる。そのため、実際に伝衣が素哲に相伝されたのは、嗣法が完了した元亨元年以後のことであつたと考えられる。

その後、伝衣は素哲から祇陀大智(一二九〇〜一三六六)へと譲渡されることになる。元弘三年(一一三三)正月一七日に著された「素哲附法状」には、

諸仏法要、本為_二凡夫_一説、祖師來意、伝_レ法救_レ迷情、
建_二法幢_一設_二叢席_一、祇有_レ得_レ人、今已得_レ是。所謂我大
智首座、自_二莊年_一以來、絶_二文字_一之学、慕_二解脱_一之道。
始寒巖和尚受具之小師、後釈運西堂伝法之弟子。和漢
両朝、尋_レ師訪_レ道、学_二操履_一於古人、類_二志氣_一於千聖、
深願_レ上_二宗門_一之棟梁、進_レ欲_レ汲_二洞水_一之嫡流。故正中
〔乙丑〕十二月十三日、再參_二西堂_一、重啓_二密意_一。西堂

即聽許、祈願茲満足。加之、昔年詣_二先師密室_一、伝_レ授
仏祖之正脈、今日入_二老僧堂_一、決_二択自家之大事_一。実
是相樹第一枝、永光正伝灯也。灯灯連統、枝枝繁采、
周覆_二扶桑_一、遠万古伝、印_二証契之旨_一、半夜挑_二法灯_一、
顯_二正嫡之仁_一、伝衣同附授。願護持堅密、望莫_二断絶_一。
聊以_二偈句_一、表_二伝衣事_一。至禱至禱。偈曰、

飲光大士保任事、頂戴奉持鷄足中、祖室伝統無_二断
絶_一、龍華会上統_二心宗_一。

時元興三年〔癸酉〕正月十七日

伝授大智首座

永光第二代住持素哲(明峰素哲花押)

(朱印文素哲)

世禅籍叢刊編集委員会編『達磨宗』〔中世禅籍叢
刊〕第三卷、臨川書店、二〇一五年、二一三〜
一五頁)

とあり、大智が寒巖義尹(一二一七〜一三〇〇)のもとで
の出家、法観寺釈運からの伝法と密教の相承、入元、瑩山
禪師からの伝戒を経て、素哲の堂奥に参じて嗣法した経歴
が記された後に、印可証明と同時に相伝衣を大智に伝授さ
れたことが知られる。以後、この相伝衣は大智が住した広

福寺に什宝として所蔵され、今日に至っている。

二、義介の遷化——『永平寺第三代大乘開山和尚遷化喪事規記』の撰述——

化喪事規記』の撰述——

延慶二年（一三〇九）九月一日、相伝衣を瑩山禪師に遣付した義介が示寂する。義介最期の様子は、瑩山禪師が撰述した『永平寺第三代大乘開山和尚遷化喪事規記』（以下、『義介喪記』）冒頭にその詳細が記されている。

永平第三代大乘開山和尚遷化喪事規記

孝小師紹瑾 選

延慶二年（己酉）八月廿二日示疾。九月二日、就法蔵当院、行者不_レ論_三大小_二都合_一十人。悉行_三剃頭_二・受戒_一而令_二作僧入_レ衆_一（末後小師）。同四日、住持紹瑾・永安寺懷暉・愛染院（法音）・淨住寺（懷観）、同請_レ集而書_二遺附等状_一、面面蒙_三遺跡并遺物等_二遺囑_一。各各礼拝聴受伝領。

遺状一通（三紙。住持紹瑾拝領）。 伝衣附受状一通（一通。当寺并聖教讓状）。

一通 鉢盂附授状 永安寺懷暉拝領。

瑩山禪師伝の再検討（五）（横山）

一通 袈裟附授状 遺_三附四首座_二。紹瑾可_レ伝。

愛染院法音兼日讓与、靈山院懷観兼日讓与。各各蒙_二遺言_一、落涙聴受、并定_三唱衣物等_一。同十四日亥時、召_二住持_一曰、終焉時至。住持白云、逝傷。纒書_三二字_二書不_レ正。住持問云、次字什麼。答云、顛。即課曰、手震、不_レ成_レ字。公代可_レ書。承書_レ之。自_三八字_二至_レ円十四字。七顛八倒、九十一年、蘆花帶_レ雪、午夜月円。書_レ偈了、於_三客殿_一坐_三椅子_一、著_三衣綴等_一、如_レ常坐化。遷化後先集_レ衆、啼哭諷經。衆散後、相互商議而定_三喪主等人_一、定_三仏事次第_一、定_三祭奠次第_一。喪主（永安寺）・監寺（寛性）・維那（素哲）・典座（如空）・首座（眼可）・書記・知客・侍者（祖環・祖溪）（『続曹洞宗全書』（以下、『続曹全』）清規・講式、一a）。

『義介喪記』によれば、義介は八月二二日より病に臥し、九月二日には大乘寺に存した一〇名の行者を末後小師として剃髪・受戒させている。そして、九月四日、瑩山禪師・永安寺懷暉・愛染院法音・淨住寺懷観を呼び出し、遺付状等を伝授している。瑩山禪師には「遺状」と「伝衣附授状」が付授されているが、「伝衣附授状」とは先に引用

した「法衣相伝書」を指す。また、それに続く割注からは、大乘寺と大乘寺聖教の譲状もあわせて相伝していることが知られる。この譲状は「法衣相伝書」において、瑩山禪師が素哲に法衣を伝授する際に付加した識語の「当寺住持職及聖教・道具・当寺寄進状・譲状等」に該当するものであろう。そして、永安寺懷暉には鉢盂が付授され、最後の一通の「袈裟附授状」は割注に「四首座に遺附す。紹瑾伝うべし」とあることから、おそらくは日頃用いていた袈裟を四名の首座に授与する旨が書かれた書状であったと思われるが、瑩山禪師が義介の代理として後に伝授したものと推測される。愛染院法音と靈山院懷観については、以前に相承物を相伝していたようである。この時に、合議して唱衣物(亡僧の所持した衣鉢や資具のうち、競売に掛けるもの)が決定された。

そして、九月一四日亥時(午後一〇時ころ)、義介は自らの終焉に近いことを述べると、瑩山禪師から遺偈を求められたが、遺偈冒頭の二字を書いたところで手が震えて書けなくなってしまう、残りの文字を瑩山禪師に口頭で伝えて代筆してもらおうより他なかった⁽¹⁰⁾。遺偈を書き終えてか

ら、客殿の椅子に威儀を正して坐し、遷化した。その後、大衆を集め、啼哭諷経を修行した後、葬儀の配役と仏事次第を定めている。

『義介喪記』は冒頭の署名から瑩山禪師が撰述したものと見て間違いなく、「延慶二年九月十六日把帳」(『続曹全』清規・講式、六b)という年記を持つことから、義介の遷化二日後には瑩山禪師によってまとめられたことが知られる⁽¹¹⁾。右の引用箇所からも明らかのように、『義介喪記』からは、瑩山禪師が本師義介の示寂前後の様子を少しの遺漏もなく記録しておこうとする態度が全体にわたってうかがわれ、当時を知る上で信頼に足る貴重な資料の一つであるといえよう。

『義介喪記』は、義介終焉の様子が叙述されるのみならず、入龕念誦に始まる詳細な仏事の次第、そしてそれに関わった個人名や寺院名が多数記録されており、現存する史伝や文書の類からは知ることのできない様々な人々が義介の葬儀に関わっていたことが知られるという点においても、貴重な情報を提供してくれる。『義介喪記』に見出される配役や仏事に携わった僧名・寺院名を列挙すると以下

のようになる。

人名〔配役〕

司った仏事

瑩山禪師（主人）

鎮龕念誦・下火・門首掛真・忌

中仏事

永安寺懷暉（喪主）

移龕仏事・対霊小参・提衣

愛染院法音（不明）

奠茶湯

覚性・韶碩（監寺）

壇上念誦・壇上奠茶湯

素哲（維那）

入龕念誦

如空・法本（典座）

不詳

眼可・宗円（首座）

挙龕念誦・初七

某甲（知客）

壇上諷經

大空（浴主）

不詳

祖環・祖溪（侍者）

龕前仏事・啓唱諷經

泰国寺門首（不明）

挙龕念誦・起龕

道榮上座（専使）

不詳

〔統曹全〕清規・講式、一a〜七bより作成）

続いて、配役等は不明ながら、『義介喪記』に見られる

僧名や寺院名は次のようである。

浄住寺懷観（瑩山禪師の母）・阿道上座・玄定堂主・

瑩山禪師伝の再検討（五）（横山）

妙心・玄覚侍者・性妙侍者・真覚上座・了源上座・宗
敷上座・了印殿主・愛染院中・尉道上座（『統曹全』
清規・講式、一a〜七bより作成）。

以上を総合すると、僧名あるいは寺院名が判明するだけ
でも二八名が義介の葬儀に参列していることが知られる
が、他に「大衆」（『統曹全』清規・講式、二a）・「人工・
人力」（同前、四a）・「他処大衆」（同前）・「浄住寺諸尼
衆」（同前）といった語が見受けられることから、緇白
を含めてかなりの人数が関わっていたものと考えられ、義
介に参学し、接化に浴した門人の多さ、そして当時の大乗
寺関係者の多さが偲ばれよう。

また、『義介喪記』「二七日唱衣」には、瑩山禪師が義介
の家風を評して述べる箇所があるため、以下に引用してみ
よう。

開山和尚、幘履本潔清、財産更無蓄。尚以一衣一
鉢而附与他人。豈有生錢少財之資助後事。然而如
来之示滅、諸祖之泥洹、喪事不了。点止荼毘之礼最
愍重也。随家豊險、而才雖用布縵紙幡、依事大
堂。而将有費二十方僧物、豈可不恐乎。豈可不

瑩山禪師伝の再検討(五)(横山)

償乎。是以兩班耆旧、諸老小師、商_二我_レ与_レ同而只償_二借物_二而已。憶夫老師、以_レ貧高_二家風_二者、更無_二後喪_二之蓄。小師学_レ貧而繼_二家業_二者。又失_二泥洹之藏_二。曰、母子癯不_レ肥、木老葉不_レ茂。誠哉斯言。一衆悉証知、後輩誰疑者。不_レ見乎、破蒲团旧枕子、重徳而倍_二高価_二、慕_レ師而雖_二倍唱_二、才不_レ足_レ償_二借物_二、何堪_レ行_二喪散_二。譬如_レ慈航和尚示滅後、倍唱_二三合箱之破轆_二、而管_中後事_上。誠是耽道末学、末学模範。老師最後之垂規、可_レ尊可_レ慕。難_レ欺難_レ卑矣(『続曹全』清規・講式、七a~b)。

これは義介滅後に行われた唱衣(競売)の記録であるが、義介は生前より行履高潔にして、蓄財等を行わなかつたとされる。本来であれば、亡僧の所持物を競売にかけ、葬儀にかかった費用を弁済するために唱衣が行われるのであるが、義介は数少ない所持物の衣や鉢盂さえも譲与してしまっているため、ほとんど競売にかける品がなかったものと推測されるが、瑩山禪師はそのような義介を「貧を以て家風を高くす」と評しており、さらに、かかる清貧な行履に裏付けられた徳によって、わずかな遺物の価値は倍に

も増すことを述べている。

かかる生前における義介の姿は、先に紹介した大乘寺に所蔵されている義介の頂相を想起せしめるものである。頂相に描かれた義介は、禅椅に坐し扨子を右手に持って、やや上方を見上げている。袈裟をつけているものの、顔の肉付きや胸部の細さからは、すぐさま瘦身と判断され、頂相から受ける印象そのままの家風であったと言えるであろう。

瑩山禪師は、『洞谷記』等において義介の伝記的な事柄は述べるものの、義介の家風を述べるといふことは、『伝光録』や『能州洞谷山永光寺瑩山和尚語録』(『洞谷記』所収)を含めていっさい行わない。また、義介自身の語録や著述等も残されておらず、義介の思想をうかがい知ることが困難な現状と照らし合わせるならば、『義介喪記』(二十七日唱衣)に叙述される義介の家風は、瑩山禪師が生涯でただ一度述べた義介の家風であると同時に、義介の思想の一端を知り得る貴重な資料でもあるのである。

三、恭翁運良への大乘寺住持職委譲

義介示寂後における瑩山禪師の動向を検討していこう。

古写本『洞谷記』には、

卅五^{シテ}登^ニ大乘ノ全座^ニ、補^{シテ}任^{シテ}二代ノ住持職^ヲ、十年^ニ接化^ス（古写本『洞谷記』七b）。

とあることから、瑩山禪師は永仁六年（一二九八）より正和五年（一三二六）に至る足かけ十九年の間、大乘寺に住持し、門弟の接化に当たったことが知られる。大乘寺を退董する直接的なきっかけとなったのは、祖忍尼（一二六五〜一三三一¹³）とその夫・海野三郎滋野信直（生卒年不詳）による、能登国賀嶋郡酒井保（石川県羽咋市）の寺領寄進であった。酒井保への本格的な移錫に伴い、大乘寺住持となったのは臨済宗法灯派の恭翁運良で、『仏林恵日禪師行状』には、運良への住持委譲の経緯が次のように記されている。

師遂北矣。即空^ニ大乘寺^ニ令^レ為^レ住持、依託以^ニ一夜碧岩并櫻欄幞子・応器等^一。昔如^ク大陽玄^ニ以^ニ皮履布綴^一以寄^ニ浮山円鑑^一、誠有^レ以^レ乎。師南面行事、鐘鼓・魚板一

瑩山禪師伝の再検討（五）（横山）

時改^レ響、其演法也、不^レ為^ニ徳山^一、殆乎為^ニ臨済^一。経歳学徒益盛（佐藤秀孝「恭翁運良の伝記史料―『仏林恵日禪師行状』と『仏林恵日禪師塔銘』の訓註―」、駒澤大学禅研究所年報 一二、二〇〇一年、九二頁、以下、「恭翁運良伝」）。

南浦紹明（一二三五〜一三〇九）の席下を辞去した運良は、瑩山禪師との再会を果たすべく鎌倉から加賀の大乘寺へと向かい、瑩山禪師から住持職を譲与されたとしている。運良への住持職委譲が行われた時期は、先の古写本『洞谷記』と照らし合わせるならば、正和五年であったと見てよいであろう。瑩山禪師（曹洞宗）から運良（臨済宗）への住持職委譲を、『仏林恵日禪師行状』では北宋代に曹洞宗の大陽警玄（九四三〜一〇二七）と臨済宗の浮山法遠（九九一〜一〇六七）との間で行われた代付の故事に準え、優れた臨済禪者として運良を表象している。この『仏林恵日禪師行状』における瑩山禪師・運良の両者を代付説の主要な登場人物である警玄・法遠に見立てる筆致と同様の記事が、『仏林恵日禪師行状』に華岳兼胃（?〜一四七〇）が付した「後序」にも見られるため、以下に引用

してみよう。

越之興化禪寺開山勅諭「仏林恵日禪師実録、予周覽者數十回矣。一字無レ會可レ増損レ者、実得レ僧史之筆、乃今遷・固也。然有二段脱所一。且聞、師欲レ到二大乘寺一之前夕、瑩山夢レ鷹来集二于山門上一。厥貌太俊、山怪レ之。翌日師至、便原二前夢一、延待二首座寮一。瑩山謂衆云、欲レ參レ余者、參二首座一。衆僉參二首座一。於是山避レ席、師南面行事、云々。是口碑之所レ伝也（「恭翁運良伝」一〇七頁）。

『仏林恵日禪師行状』には一箇所の脱落が存したとき、その部分が口碑によつて伝えられていたとされる。兼胃が耳にした口碑とは次のようなものであった。運良が大乗寺に到着する前日、瑩山禪師は非常に優れた容貌の鷹が大乗寺の山門に集まる夢を見て、それを不思議に思つていたところへ運良がやつて来たため、瑩山禪師は運良を首座寮に迎え入れ、会下の大衆に対しては、自分に参じようと思ふものは、運良に参ぜよと述べたという。

前稿で見たとように、瑩山禪師と運良は深草で問答商量を行った折りに、大乗寺での再会を約束しており、その約束

が果たされたわけであるが、運良が大乗寺に至る直前に瑩山禪師が見たとされる俊鷹の夢も、『仏林恵日禪師行状』と同じく代付の故事を踏まえたものであると考えられる。

『禪林僧宝伝』巻一七「投子青禪師」には、

時円鑑遠禪師（浮山法遠）退レ席、居二会聖岩一。遠夢レ得二俊鷹一畜レ之。既覺而青（投子義青）適至。遠以為二吉徵一、加レ意延レ札レ之（『卍統蔵』一三七・二五六a）。

とあつて、法遠が俊鷹を得るといふ瑞夢を見た後に、法遠のもとに投子義青（一〇三二〜八三）が参じ、その義青が法遠に寄託されていた警玄の法を嗣いだことによつて、曹洞宗はその命脈を後代へ嗣続することが可能となつたのである。

このように、「後序」に記された瑩山禪師の見た靈夢は、『禪林僧宝伝』に見られる法遠の瑞夢を踏まえたものであると考えられ、ここでも『仏林恵日禪師行状』と同じく曹洞・臨済という宗派を越えた禪者を接続するためのレトリックに代付の故事が用いられていることが知られる。

さて、「後序」に記された口碑によるならば、運良は瑩

山禪師の膝下において首座をつとめたことになるが、これはある程度、歴史的事実を反映したものと見てよいと思われる。『仏林恵日禪師行狀』では、運良が大乗寺に掛錫して間もなく住持職を譲与されたかのように描かれているが、これはいささか不自然の觀を拭いきれない。瑩山禪師は運良のもとに峨山韶碩（一二七六—一三六六）や素哲を派遣してその接化に預らせており、運良は瑩山禪師から相当の信任を得ていたものと考えられるが、たとえ厚い信任を得ていた人であっても、掛錫した直後に一寺の住持になるというのは、勅命や前任の遺命を奉じて入寺するといったような特殊な場合を除けば、考え難いものである。また、後述するように大乗寺は檀越である富樫氏の意向がかなりの影響力を有していたものと見られ、この点から考えても、新参の僧を昇住させるというのは、富樫氏側の承認を得ることが困難であるように思われる。反対に、首座職を経て住持に昇住するというのは、瑩山禪師自身も義介の会下で首座をつとめた後に大乗寺二世となっており、おおいにあり得ると考えられる¹⁶⁾。

さらに推測をたくましくするならば、正和元年（一三三一

瑩山禪師伝の再検討（五）（横山）

二）に祖忍尼・滋野信直夫妻から賀嶋郡酒井保の地（後の永光寺）を寄進したいとの申し出を受け、これ以降は該地を瑩山禪師自身の「終焉宴息之処」（古写本『洞谷記』六b）とすべく、徐々に準備を始めていた時期に当たると推測される。そのようなところに運良が訪れたと考えるならば、瑩山禪師が大乗寺を空けている際の指導役として運良を首座に任じ、酒井保への移錫準備が完了したところで、本格的に運良へ大乗寺住持職を委譲したという経緯が存したこととなり、先に引用した「後序」に引用された口碑は何ら違和感なく理解することが可能となり、かえって、『仏林恵日禪師行狀』が叙述するような大乗寺掛錫直後に住持職を委譲されたかのような表現の方が実態を反映しているものと見られるのである。

それでは、なぜ『仏林恵日禪師行狀』では、掛錫直後の運良が住持になったかのように記されているのかと言え、そこには少々混乱が存したものと考えられる。運良が紹明に参じた箇所から大乗寺に昇住するまでの運良の動向

瑩山禪師伝の再検討(五)(横山)

を簡略に引用すると、

師如^レ京依^三万寿南浦明和尚^{……}浦往^三相陽、建長・寿
福両寺之間、師隨行親近。……既而辞去北遊。先是
……(京都における瑩山禪師・韶碩・素哲との問答)
……師遂北矣。即空^三大乘寺^レ令^レ為^三住持^{……} (「恭翁
運良伝」八六頁〜九二頁)。

となる。傍線を付したように、二度にわたって運良が北方へ移錫したことが記されている。最初の傍線部は、運良が紹明のもとを辞去して北方へ赴いたことを記しているため、これは紹明が示寂する延慶元年(一三〇八)以前のことであったと考えられる。そして、一つ目の傍線部直後には「是れより先」とあって、ここで一度、時系列の逆転が起こり、過去の行状が記されるのである。その内容は、京都滞在中における瑩山禪師らとの問答であり、これらの問答は前稿にて検討した通り、嘉元三年(一三〇五)から徳治二年(一三〇七)までに行われた出来事であった。よって、二つ目の傍線部は徳治二年以降における運良の北遊を意味することになるが、それは一つ目の傍線部に記された北遊と同じことを述べているのである。つまり、『仏林恵

日禪師行状』では、最初の傍線部で北遊を記した直後に、過去の記事(運良と瑩山禪師らとの問答)を挿入してしまつたために、過去の記述が終わつた後で、改めて運良が北遊したことを記さざるを得なくなり、その中で時系列の混乱をきたし、大乘寺に掛錫直後に住持職を譲与されたという形をとつたのではなからうか。

したがって、「後序」に伝えられる口碑がある程度の歴史的事実を伝えるものと判断される以上、運良は紹明の膝下を離れてから、それほど時を経ない頃には大乘寺の瑩山禪師に参じていたと考えられるのである。運良が大乘寺へ移錫した具体的な時期は資料に乏しく判然としないものの、『義介喪記』に運良の名が見出されないところを見ると、義介が示寂した延慶二年(一三〇九)以後のことと見られ、遅くとも祖忍尼・信直夫妻から酒井保の地を寄進される正和元年には大乘寺に掛錫していたものと推測されよう。

以上の検討を総合すると、延慶元年ころに紹明のもとを辞去した運良は、延慶二年から正和元年の間に大乘寺の瑩山禪師会下に投じ、首座に任じられて、瑩山禪師とともに門弟の接化に当たつたものと考えられる。そして、正和五

年に至り、瑩山禪師から大乘寺住持職の委譲を受けたのである。

そして、ここで問題となるのは、なぜ瑩山禪師は運良に大乘寺の法席を譲ったのかという点であろう。この点については、瑩山禪師の法席を嗣ぐにふさわしい人物が曹洞宗内に存しなかったという点がもつとも大きな要因として挙げられよう。後に瑩山禪師門下の上足として活躍する素哲・韶碩は、正和五年時点ではいまだに伝戒さえ行われていない状態であり、住持に任じることは困難であったものと見られる。他の鉄鏡眼可(？)一三二二(一)や無外智洪(？)一三三二(一)等の門弟についても、未嗣法の状態にあったのであろう。また、前に見たように、瑩山禪師の兄弟弟子として、宗円や懐暉といった人の名が見出され、こちらを大乘寺住持として立てることも可能であったように考えられるが、佐藤秀孝氏が指摘するように、「すでに他山の住持であったか、すでに示寂してしまっていた」(恭翁運良の活動と曹洞宗(中)―加賀大乘寺と瑩山紹瑾を踏まえて―、『駒澤大学仏教学部論集』二九、一九九八年、二〇三頁)と考えられよう。¹⁸⁾

瑩山禪師伝の再検討(五)(横山)

さて、『仏林恵日禪師行状』によれば、瑩山禪師から運良への住持職委譲に伴い、『一夜碧巖』(『仏果碧巖破関撃節』とも)・櫻欄扨子・応量器等が相承されたという。『一夜碧巖』とは、帰朝を翌日に控えた道元禪師が一夜にして書き上げた伝承を有する『碧巖録』であり、瑞長本『建撕記』では、

来日、帰朝二定メ給、其夜、碧岩集一部百則之公案ヲ書写シ給。至レ今一夜之碧岩ト是ヲ云也。大権修理菩薩、助筆シ給イ、灯明ヲ挑ケ給。故ニ今土地神ト安置シ給也。此助筆ノ事、伝説多レ之。本記録ニ不ニ分明ニ至テ後來ニ、能々可シ尋レ之(河村孝道編『諸本対校永平開山道元禪師行状建撕記』へ以下、『建撕記』、大修館書店、一九七五年、二六―二七頁)。

と紹介されている。¹⁹⁾『建撕記』の著者である建撕(一四一五―七四頃)自身も疑義を呈しているように、『一夜碧巖』が真に道元禪師の筆にかかるものであるかは検討の余地が存するが、ともあれ、日本曹洞宗の什宝とも言うべき道元禪師書写の伝承を有する『一夜碧巖』が運良に相伝されているという点は、瑩山禪師がいかに運良を厚く信任し

瑩山禪師伝の再検討(五)(横山)

ていたのかをよく示すものであろう。

このように、瑩山禪師から手厚く大乘寺住持へと迎えられた運良であったが、瑩山禪師との良好な関係はそれほど長くは続かなかつたようである。

瑩山禪師が元亨三年(一二三三)一〇月九日に記した「山僧遺跡寺寺置文」には、

- 一、大乘寺ハ者先師開法ノ之加州第一ノ之貴寺ナリ也。
- 門徒中、可レ住持遺跡也。今暫雖ニ不如意僧止住管領ニス、開山ノ素意ハ、当家興法為レ望。且那在スル正理時ハ者、門徒中尊宿中、可ニ住持興行。是又永平一・二・三代ノ之靈骨安置ノ所ナリ也。門徒中可ニ再興勤行ニ寺院也。門派可レ存ニ此旨」(古写本『洞谷記』一二b〜一二a)。

と記されている。これによれば、大乘寺は道元禪師・懷奘・義介の靈骨を安置する加賀国における最重要寺院に位置づけられており、本来であれば瑩山禪師の門弟が住持すべきであるが、現在は「不如意僧」によって管領されているとされる。この「不如意僧」とは運良に他ならない。また、不如意僧による止住を許しているのは、且那すなわち富樫

氏が正理を弁えていないためであるとしている。この点を見ると、大乘寺の住持決定には、開基家である富樫氏がかなりの発言力を有していたものと考えられ、瑩山禪師の進言等も通りにくい状況を呈していたものと考えられよう。

しかし、瑩山禪師から住持を委譲された運良は、なぜ「不如意僧」と呼ばれているのであろうか。先に引用した『仏林惠日禪師行状』では、運良が住持となつて以後の様子子が「鐘鼓・魚板、一時に響を改め、其の演法や、徳山と為さざれば、殆んど臨済と為さん。歳を経て学徒益ます盛んなり」と記されていた。これを見る限りでは、運良は、それまで大乘寺で行われていた打鐘法等の規矩をすべて改め、かつ、接化方針も、「殆んど臨済と為さん」と評されているように、臨済宗的風合いを前面に押し出したものへと改めたのであろう。そして、運良による接化方針の転換によつて、学徒が雲集したため、富樫氏には好ましく捉えられ、運良が住持することに對してとくに異議を唱えることもなかつたものと推察される。

このような運良による大乘寺の改革運動は、大乘寺の家風を大きく変化せしめ、もはや道元禪師・懷奘・義介の靈

骨が安置される曹洞宗の道場とは思われないような状況へと変遷させてしまったのであろう。これらが瑩山禪師の不滿の種となり、運良を「不如意僧」と呼び、旦那に対しては「正理」でないと述べているものと考えられる。

ところで、運良はいつの頃まで大乘寺に住していたのであろうか。最後にこの点について検討しておこう。

元亨三年に瑩山禪師が作成した置文に大乘寺に住持する「不如意僧」として運良が登場することから、運良は少くとも元亨三年までは任持をしていたことになる。しかし、『仏林恵日禪師行状』をはじめとする運良の伝記では、大乘寺退董の年代が明記されていないのである。『仏林恵日禪師行状』には大乘寺退董の様子が、

海衆之中、六群之党、以違境_レ撼_レ之。師雅不_レ事_レ物、脚踏_レ破彼鉢多_レ、曾退棄_レ寺、如_レ視_レ脱_レ屣。住_三居白山之麓真光寺_一（「恭翁運良伝」九二頁）。

と記されていて、「六群之党」なる釈尊に妨害行為を行った「六群比丘」にも比せられる集団による妨害行動が行われたことにより、運良は白山山麓の真光寺に移錫したときされるが、やはり詳しい年次を知ることとはできない。この

瑩山禪師伝の再検討（五）（横山）

「六群之党」とは、曹洞宗僧侶による住持を擁立するため、運良の退任を求めた一派と考えられよう。

近世の資料となつてしまふが、安樂寺（大分県玖珠郡）の白獸穩貞（一六七五〜一七四六）が、石屋真梁（一三四五〜一四二三）撰と伝えられる『通幻和尚人事』に注解・考証を施しており、『通幻和尚人事』の「十九歳時、向加州大乘寺、朝參暮請、志氣拔萃」（伊藤慶道編『通幻禪師続語録』、山喜房佛書林、一九四〇年、八四頁）という箇所の注記として、穩貞は次のような興味深い考証を行つている。

曰、十九歳時、向加州大乘寺。是歲即曆応三年也。此閱_三宝円寂菴和尚考_一、謂、菴頃誦_三石屋禪師所_レ撰通幻和尚人事譜_一、至_三其參_三大乘_一、而惜逸_三主者名字_一。因校_三洞谷諸記_一・大乘秘録_一、則謂、正和丙辰、瑩山祖師移_三洞谷_一、讓_三大乘席於恭翁良公_一。翁居十三年、至嘉曆戊辰、因_レ事退院、大乘虛_レ席數年。先_レ此明峰祖師、正中二年八月住_三洞谷_一、踰_二一紀_一。以_三延元二年_一、移_三大乘_一、經_三曆応康永之年_一。貞和初歲、拳_三無漏崇公_一令_レ繼_三席云_一。因_レ茲則知、幻公十九歳參_三大乘_一者、參_三

瑩山禪師伝の再検討(五)(横山)

明峰祖^二也。如^二洞上諸祖伝^一曰^下峰祖始住^二大乘^一後移^中洞谷^上亦不^レ考之甚也。蓋菴公嘗董^レ光祖^二十余年、尤熟^二峰祖之行由^一。故其^レ弁拆如^レ此詳明也(前掲書、八五〜八六頁)。

穩貞はここで、通幻寂靈(一三二二〜九二)が一九歳で大乗寺に参じた当時(曆応三年・興国元年、一三四〇年)の住持を探るべく、寂庵道光(？〜一七五五)の説を引用している。道光によれば、永光寺の諸記録や大乗寺の秘録を精査したところ、運良は正和五年に大乗寺へ入寺して以来、一三年間住持し、嘉暦三年(一二二八)に諸事情によつて退院したとされる。運良の退董後、大乗寺はしばらく無任期間が続ぎ、延元二年(建武四年・一三三七年)に素哲が再び住持となつたという。穩貞は引用した道光の説を高く評価し、そのまま受容しているわけであるが、道光が参照した資料は現在に伝えられておらず、いかなる資料によつたのかは明らかではないが、大乗寺が無任になる期間があつたとする文献が一八世紀頃までは存したことは興味深い。

穩貞や道光の説は、中世からかなりの時間的径庭を経て

出現するものであり、にわかには信頼するわけにはいかないが、今は便宜的に、運良の退董は、嘉暦三年から素哲が大乗寺へ入寺する延元二年あるいは曆応元年(一三三八)までになされたものと見ておくこととしたい。²⁰⁾

なお、大乗寺の退董にあつて、運良は瑩山禪師から授与された『一夜碧巖』や櫻欄弘子を寺外に持ち出していたよう、運良の示寂後五年を経た康永四年(一三四五)、法孫の蔵海無尽(生卒年不詳)によつて大乗寺に返還されている。この消息は「大乘寺素哲請取状」(大乘寺文書)に、
一夜碧岩并櫻欄弘子、以^二無尽侍者^一恭令^レ奉^二歸入^一賜、尊重百拜頂戴奉持。仍自他之道德、周蒙^二於四衆^一、彼此之宗風、高扇^二於五湖^一之事、偏可^レ依^二此一段^一者也。

康永(乙酉)十月十八日 住大乘素哲

〔曹洞宗古文書〕下巻、四一〇頁)

と記されていて、素哲が『一夜碧巖』や櫻欄弘子といった曹洞宗の相承物の返還に対して、丁寧に謝意を述べ、大変喜んでゐる様子が偲ばれる内容となつてゐる。とくに、「自他の道德、周く四衆に蒙り、彼此の宗風、高く五湖に

扇ぐ事、偏えに此の一段に依るべき者なり」とあるように、『二夜碧巖』・櫻欄弘子の返還により、運良が大乗寺に住持して以来、瑩山禪師門下と運良門下の間に残っていた溝が埋まり、和解に至ったのであった。

四、祖忍尼による寺領の取得と瑩山禪師への寄進

運良に住持職を譲り大乗寺を退董した瑩山禪師は、活動拠点を加賀国から能登国へと移すことになる。能登国へ北遊して最初に開創したのが永光寺であるが、永光寺の寺域は『洞谷記』に、

当山者、賀嶋郡酒井保ノ内ナリ也。四至界在二本券ノ文書ニ。平氏女ハ者、酒勾ノ八郎頼親女子ナリ也。海野三郎滋野信直カ妻室也。兩人俱ニ以ニ信心ヲ所レ施也。即發言シテ曰ク、我等施ニ此ノ小山ヲ、志シ唯望ム和尚一時ノ之居住ラ而己。全ク不レ顧ニ成壞興発ヲ、又不レ思ニ和尚ノ持戒破戒ヲ。乃至、与ニトモ在家妻子眷属及非人乞者ニ、我レ不レ可レ管レ之。一タヒ施シテ和尚ニ後、再タヒ無レ顧ニ管領ノ之念、永ク発ニ捨心ニ了ル、敢テ無ニ希望ノ心。仍予感シテ施主ノ清浄ノ志ヲ、以爲ニス予カ終焉安息ノ之処ト、乃至

瑩山禪師伝の再検討(五)(横山)

為^スニ累祖遺骨遺書、安置之淨処^ニ耳(古写本『洞谷記』六b)。

と記されるように、酒勾八郎頼親の嫡女(平氏女とも・後の祖忍尼、以下では祖忍尼に統一)・海野三郎滋野信直夫妻より寄進されたものであった。永光寺文書によって、永光寺領が瑩山禪師へ寄進されるまでの経緯がある程度明らかになるため、以下に検討していこう。

永光寺の境内地が所在する能登国賀嶋郡酒井保の地頭職は、鎌倉期以後、得田氏の一族と推定される酒井氏によって相伝されていたという(日本歴史地名大系『石川県の地名』「酒井村」項)。酒井十郎章長(沙弥西願・生卒年不詳)が嫡孫の利忠に与えた「沙弥西願讓状案」(永光寺文書)には、

讓渡

酒井保地頭職事

合寺所

右件地頭職者、西願之先祖相伝之私領也。而今相具次第文書等、嫡孫利忠所ニ讓渡也。全以不レ可レ有二他妨。仍為ニ後日ニ証文状如レ件。

瑩山禪師伝の再検討(五)(横山)

文永六年九月十日 沙弥西願(在判)

『曹洞宗古文書』上巻、筑摩書房、一九七二年、一一

一頁)

とあって、地頭職とともに酒井保の土地が私領として利忠に譲与されていることから、酒井保の領有権も酒井氏に帰属していたことが知られる。⁽²¹⁾その後、嘉元二年(一三〇四)に利忠は章長から相伝した知行地の一部を、弟の章兼に譲っており、『藤原利忠讓状』(永光寺文書)には、

讓渡 能登国酒井保内屋敷名田等事

合屋敷壹所、中村田壹丁

田一所、百五十疇、屋敷南

田一所、貳百疇、番頭上

田一所、百疇、石田下坪

田一所、百疇、宗四郎作

田一所、百疇、香仏作

田一所、百疇、いたちつくり、すたのしりの

小田を加定

田一所、百疇、八田

田一所、百五十疇、なへかわた、

畠式所

藤内かむかへのさ、け畠、宮西市地、

山野、新大夫谷東を、みねをのほりに、熊谷かしらお大粟生之道を南河下ニ白石の山のこしゑ、西八田をさかう新大夫口まで。

件屋敷名田山野、利忠かちうたいさうてんの私領也。而間永代をかきりて、舍弟章兼ニ讓渡所実也。但国衙所当一反、一しんきう五かなすへし。子々孫々にいたるまで、またくたのさまたけあるへからず、又海河のすなとりせいしんすへからず。仍為ニ後日ニ讓状如レ件(手次相伝之案文)。

嘉元二年九月六日 左衛門尉利忠

『曹洞宗古文書』上巻、一一三頁)

とある。このように、章長の所領は、まず全体が利忠へ相伝され、次いでその一部が利忠から章兼に譲与されたわけであるが、延慶三年(一三一〇)に至ると、祖忍尼から土地売買の打診が為されたようである。この間の消息を記した書状が永光寺に二通伝えられており、次のようである。

仰給候能登国酒井保内山野□□□□□□、利忠去嘉元

此内新田畠在之

二年九月六日、令_レ讓_二渡_マ于_マ舍弟章兼_一候、讓狀無相違候。於_レ彼_□^(②)者、聊不_レ可_レ及_二惣領違乱煩_一候。且彼讓狀案文_七封令_レ進_レ之狀、此上者、章兼沽却之事、更不_レ可_レ有_二子細_一候。彼安堵之時者、可_レ存_二其旨_一候。恐々謹言。

延慶三年七月廿八日

左衛門尉利忠(花押)

謹上 海野三郎殿

〔曹洞宗古文書〕上卷、一一四頁

仰給候能登国酒井保内山野事(此内新田島在_レ之)、利忠去嘉元二年九月六日、令_レ讓_二渡_二于_二舍弟章兼_一候、讓狀無_二相違候_一。於_レ彼分_二者、聊不_レ可_レ及_二惣領違乱煩_一候。且彼讓狀案文_七封裏令_レ進狀、而章兼避_□^(讓所カ)領於平氏女_一候上者、可_レ被_レ請取_二候。更不_レ可_レ有_二子細_一候。被_レ申_二安堵_二之時者、可_レ存_二其旨_一候。恐々謹言。

延慶三年七月廿九日

左衛門尉利忠(花押)

謹上 海野三郎殿

〔曹洞宗古文書〕上卷、一一四〜一五頁

二通の書状は、両方とも差出人は酒井利忠、受取人は滋野信直(海野三郎)であり、内容もほとんど同じものと

瑩山禪師伝の再検討(五)(横山)

なっている。書状には、祖忍尼(平氏女)から購入の申し出があった酒井保の山林については、去る嘉元二年九月六日に、章兼に讓渡済みであったので、讓狀の案文が同封して進上されており、安堵を幕府に申し出る際には、章兼から買取った旨を申し添えてほしいといった内容が見出される。かかる書状の内容を見るに、おそらくこの書状は交渉の最終局面に行われたやりとりと見られ、書状が発送された四日後には、さっそく章兼から売券と避状が発給されている。以下に、売券と避状を列挙してみよう。

〔酒井章兼売券〕

売渡 能登国酒井保内山野事

限西大井頭ヲ小田尻ヲヤトメ、ワラノサ
^(カヲノホリニヒツキカ)
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
^(北ヒツキカ)
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
タニノミニネヨリ□□□□□□□□□□^(本境ノマ、ニカ)

四至ヘクマノタニノ頭ヲ大栗ウノ道マテ、東□□□生
ノ道□□^(ヨリ)南ヲカワクタリ大井頭マテ、但此内
新田・新島在野_レ之

右山野者、章兼重代相伝之私領也。而依_レ有_二要用_一、以_二代錢拾柒貫文、限_二永代_一、指_二四至境_一□□□^(所分カ)沽_二渡_一□□^(手)

延慶参年八月廿八日 左衛門尉藤原利忠

(花押)

〔曹洞宗古文書〕上巻、一二六〜一七頁)

〔酒井利忠避状〕

避与 能登国酒井保内地頭〔職山野新カ〕□□□□田島等事

四至 〔限〕東中山堺、限〔南若部堺〕、限〔西大栗島道カ〕□□□□

□□、限〔北熊谷峰道〕、至〔中山堺〕

右彼山野田島等事、利忠重代〔相伝之御家カ〕□□□□人領也。而

依レ有二要用一、限二永代一□□□□〔所命沽券于平カ〕□□□□氏女也。更不レ可レ

有二他妨一、若云二利忠一、□□□□□□彼山野以下等、為二

違乱煩二者、知行分□□□□相当彼分之程、被二割分一、

可レ被二知行一也。□□□□。

延慶参年八月廿八日 左衛門尉藤原利忠

〔洞谷山四至堺田島注文〕

能登国酒井保内洞谷山四至堺田注文

四至方至

限三東南河登、至三于中山堺水落。

瑩山禪師伝の再検討(五) (横山)

(花押)

〔曹洞宗古文書〕上巻、一一七〜一八頁)

とある。利忠からの売券においても、酒井保の山林を代銭一五貫文で売却する旨が書かれており、先に引用した章兼の売券と合計すれば、祖忍尼は章兼・利忠に都合三二貫文を支払ったことになる。

ところで、なぜ章兼・利忠の両者から売券・避状が発給されているのかと言え、祖忍尼が寄進のために調達しようとした土地が、両者の領有地にまたがっていたためであった。瑩山禪師が元亨三年(一一三三)に記した「洞谷山四至堺田島注文」には永光寺領の区域が記されているため、章兼・利忠の売券に見出される地名を抜粋し、上下に列挙して検討してみよう。

〔酒井章兼・利忠売券〕(抜粋)

〔限〕東中山堺二(利)

瑩山禪師伝の再検討(五)(横山)

限^三南若部境河降、至^二于大井頭。

限^三西大井頭・小田尻・巫女原坂登、至^三櫃谷峰。

限^下北自^二櫃谷峰^一至^中于熊谷峰通中山堺^上。

田^二二段、自^一寺敷下、在^二大井頭上^一。

田代畠三段、自^二蔵荆庵上^一大粟生登、在^二熊谷頭

内。

其外諸庵并行者・人工・百姓等屋敷等。

元亨三年(癸亥)三月七日、記^レ之。

開山開闢 瑩山紹瑾(花押)

庫下校割

(『瑩山禪師御遺墨集』第一七〜一八折)

永光寺の寺領は、章兼・利忠の売券と比較すると、西側が章兼の所領地、東側が利忠の所領地の境域表記とほぼ一致することが知られよう。東西の境は、章兼の売券に記された「大粟ウノ道」(利忠の売券では「大粟畠道」)であつ

「南ヲカワクタリ大井頭マテ」(章)・「限^三南若部堺^二(利)

「限^下西大井頭ヲ小田尻ヲヤトメ、ワラノサ^[カヲノホリニヒツキカ]

□□タニノミネマテ」(章)

「限^[北ヒツキカ]□□□□タニノミネヨリ^[本境ノマ、ニカ]□□□□クマノタニノ頭

ヲ大粟ウノ道マテ」(章)・「限^二北熊谷峰道^一(利)

※(章)は「酒井章兼売券」から、(利)は「酒井利忠売券」からの抜粋であることを示す。

たものと見られる。また、「洞谷山四至堺田畠注文」の後半部を見ると、章兼の売券では「其外の屋敷名・田畠は一紙の状と為すの間」として詳細が記されていないかった寺田や屋敷が記されており、永光寺には田二段が寺敷より大井

頭にかけての地域と、田畑三段が蔵菴庵の上より大粟生に登る地域と熊谷頭内に存し、寺田の他に、庵や行者・人工・百姓らの屋敷も所在していたことが知られる。

かくして延慶三年八月二十八日、酒井保山林の領有権は祖忍尼に帰することとなった。祖忍尼は明くる年の応長元年(二二二一)一〇月に鎌倉幕府へと正式な安堵を求め、請文を提出したようで、永光寺に所蔵される二通の「関東下知状案」(永光寺文書)に、

酒匂八郎頼親女子平氏(海野三郎信直妻)申能登□酒井保内山野新田畠(四至堺載放券)事

右山野新田畠者、酒井十郎左衛門尉利忠□放券之間、延慶三年八月廿八日買取訖。□□□下知之由、氏女依申之、為尋実否、下召符之処、□□□心長元年十月十八日請文者、沽却之条不及□□□云々。且当保私領之旨、前々其沙汰訖。然則於□□野新田畠者、任利忠活券、氏女可令領掌□□、依鎌倉殿仰下知如件。

文保元年三月廿三日

相模守平朝臣(花押)

武蔵守平朝臣(花押)

瑩山禪師伝の再検討(五)(横山)

〔曹洞宗古文書〕上巻、一一八頁)

酒匂八郎頼親女子平氏(海野三郎信直妻)申能登□酒井保内山野(四至堺載放券)事

右山野者、酒井余三章兼永代沽却之間、延□三年八月三日買取訖。可給御下知之由、氏女依申之、為尋糺明実否、遣召符之処、如三章兼応□元年十月十日請文者、沽却之条無子細云々。且当保私領之旨、前々其沙汰訖。然則任三章□放券、以氏女可令領掌者、依鎌倉殿仰下知如件。

文保元年三月廿三日

相模守平朝臣(花押)

武蔵守平朝臣(花押)

〔曹洞宗古文書〕上巻、一一九頁)

とあるように、章兼・利忠からの土地の購入とそれに伴う領有権の委譲が、相模守平朝臣(北条高時・一三〇四)三三)・武蔵守平朝臣(北条貞顕・一二七八)一三三三)の連署によって正式に裁可されている。幕府からの安堵によって、酒井保の山林は正式に祖忍尼の所領と認められ、ここに瑩山禪師へ所領を寄進する準備がすべて調ったのである。安堵が行われた翌文保二年(二二二一)、祖忍尼は

瑩山禪師伝の再検討(五) (横山)

瑩山禪師へ「平氏女寄進状」(永光寺文書)と呼ばれる寄進状を提出している。

きしんす、のとのくにさかいのほうのうち□□(山)やてん
□□□□(はくいけの力)事

四しのさかいハ、としたゝ・のりつぬのりやうは
うけん(頼親)にみえたり。

右くたんの山やてんはくハ、さかわの八郎より、
女□□(平氏)のうちの女、さかいの十郎さへもん□□とし
たゝ、ならひに与三のりかぬのほう□□(けん)のしやうにま
かせて、りやうつうのあんとの□□(ふみ)を申給ハりて、
ちきやうするしりやう□□(也)也。しかあるを、平のうちの女
むしやうほたいのた□□(に)に、あんとの御下ふみ二つう、
はうけん二つう、□□(に)ほんすのでつきのあんもんらをあ
いそえ□□(ん)なかくせうぎんをしやうにたてまつ□□(お)おは
りぬ。し々そんくゝさらにいらんすへ□□(か)す。よてこ
日のために、きしんのしやうくたんの□□(こと)し。

□□(ふ)んほう二年十月廿五日 平のうちの女(花押)

『曹洞宗古文書』上巻、一一九〜二〇頁

この寄進状によって、永光寺の寺域は正式に瑩山禪師へ

寄進されたわけである。⁽²³⁾ただし、文保二年の寄進状は、あ
くまで幕府からの正式な知行が下されたことを承けて作成
されたものであり、文保二年以前に実質的な寄進はすで
行われており、瑩山禪師が酒井保の地で活動を始めていた
ことは、次に検討するように、『洞谷記』等の文献を見れ
ば明らかである。

五、永光寺草創期の動向

祖忍尼から瑩山禪師への寄進が行われた様子は、右に示
した箇所以外においても、

正和二年(壬子)春、発心施与。加之、発心施与ノ之
夜、予寄ニ宿シテ檀那中河引地亭ニ感夢、見ニ化寺諸堂、
及ヒ門前ノ掛鞋ノ之大榎樹ヲ、而知下テ衲僧可レ還ニ草鞋銭
勝地上ナリト、納ニ受シテ此地ヲ、以欲レ為ニ生涯幽栖ノ之寂
静ノ処ニ(古写本『洞谷記』六a、b)。

と伝えられている。これによれば、瑩山禪師が祖忍尼夫妻
から土地の寄進の申し出を受けたのは、正和元年(一一三一
二)春、四九歳のことであったことになる。⁽²⁴⁾前稿にて詳し
く見たように、瑩山禪師は寄進を受けた夜、中河(羽咋市

中川町)に所在した祖忍尼・信直夫妻の亭に旅宿した折り、一寺が現出し、門前の榎樹には数多くの草鞋が掛けられているという瑞夢を見て、この地を勝地となし、あわせて祖忍尼らの「清浄の志」に感銘を受けて寄進を受け、この地を「生涯幽棲の寂靜の処」あるいは「予が終焉偃息の処」とすることを決意したのである。前項で確認した通り、寺領自体は延慶三年(一一三〇)の時点で酒井利忠・章兼兄弟から買収済みであるため、正和元年に祖忍尼から寄進が為されたとしても問題はない。

先に見た「平氏女寄進状」によれば、祖忍尼は「むしやうほたい」(無上菩提)のため、すなわち無上菩提を成就すべく発心して瑩山禪師へ寺領を寄進したことになるが、瑩山禪師と祖忍尼はこれ以前に交流を有していたのか否かは、現存資料からは不明であると言わざるを得ない。ただ、瑩山禪師へ寄進を行っている以上、祖忍尼は正和元年以前に瑩山禪師のことを知悉していたことになるだろう。この時期は、瑩山禪師が大乗寺住持として化を振るっていた時期に相当し、祖忍尼は隣国の加賀大乗寺における瑩山禪師の道誉を聞き及んでいたものと推測されよう。さらに

瑩山禪師伝の再検討(五)(横山)

推測を重ねるならば、祖忍尼が用地を購入した延慶三年というのは、義介が示叙した翌年に当たっており、師の義介亡き後であれば、後顧の憂いなく瑩山禪師を大乗寺から拝請することが叶うのではないかといった目論見が祖忍尼に存したという見方も決して的外れではないであろう。このように見るならば、祖忍尼は比較的早くから瑩山禪師のことを認識していたことになり、大乗寺の瑩山禪師のもとへ実際に参じたことがあったかもしれない。

さて、寄進を受けた日に感得した瑞夢によって、瑩山禪師は移錫を決意したわけであるが、永光寺の地には、かつて勝蓮寺という観音堂が存したことも、移錫を決意する動機の一つとなったのではなからうか。「洞谷十境」における「勝蓮峰」の割注には、

在_二運水峰ノ傍_一。本此山ヲ号_ス勝蓮寺谷_一、其故者、昔シ
在_二観音堂、名_ス勝蓮寺_ト。破壊シテ年久、而又立_二観音
堂_一、仍_テ名_ス勝蓮_一(古写本『洞谷記』九a)。

とあり、勝蓮峰という名が、かつてこの山に存した観音堂が勝蓮寺と呼ばれたことに由来するものであることが述べられている。この割注が瑩山禪師当時より存したものであ

瑩山禪師伝の再検討(五)(横山)

るかは定かでないが、『洞谷記』では他にも、

観音ハ当山先ノ本尊ナリ也、故ニ是ヲ為主位ノ脇士、虚空蔵ハ為ニ雨レ宝供レ衆、勸レ請メ之ヲ。是以憑ニ仏法僧三宝ニ聖(観世音・虚空蔵)并ニ二天(毘沙門・迦羅天)、為ニ供衆ノ檀越(古写本『洞谷記』六b)。

とあって、観音菩薩が永光寺草創以前の本尊であったと述べられており、瑩山禪師が勝蓮峰にかつて存した観音堂の存在を関知していたことは確実である。瑩山禪師は懐観が瑩山禪師を懐胎してより、生まれてくる子が善知識となるよう観音菩薩に祈誓してこの世に生を受けるなど、枚挙に暇がないほど観音菩薩との因縁を有していた。もちろん、酒井保の寄進地に観音堂が存したというのは、まったくの偶然であろうが、「観音の申し子」とも呼ばれるべき瑩山禪師にとって、寄進地が観音菩薩との因縁を有していることが、移錫する動機の一因となったと見ることも可能であろう。

五十一、寺号の制定

続いて、寄進以後における瑩山禪師の動向を確認してい

こう。寄進を受けた翌年(一三三三)の八月、瑩山禪師は、正和二年(癸丑)八月に、始テ縛茅屋ヲ、為ニ仮庫裏一(古写本『洞谷記』六b)。

とあるように、仮の庫裏を建て、本格的な移錫への準備を進めることになる。草創当初の様子は、元応二年(一三二〇)に行われた「除夜小参」に詳しく述べられているため、以下に引用してみよう。

示ニ当山因由一曰、……憶夫、始縛茅屋時、十六羅漢ノ内、第八伐闍羅弗多羅尊者、来ニ於山中ニ而入レ夢。看レ山熟視、告テ瑾上座ニ曰ク、当山ハ雖レモ為ニ小所、頗ル為ニ勝地、不レ当ニ障礙神ノ所居ニ。興化門ノ事、如レ願成就シ。仍結ニ茅屋ヲ、接ニ待ニシテ方来ヲ、茶湯ニハ点ニ松葉ヲ、器物ニ用ニ栢葉ヲ。始受ルニ施供ヲ、以ニ合子ヲ為レ枘ト。々未ニシテ治定一、人施ニ函丈ヲ、接ニ得雲水ヲ。遠クハ慕イ洞山ヲ、近重ニ感夢ニ合コトヲ、号ニ洞谷山大榎峰永光妙莊嚴院。憑ニ三宝ニ聖(観音・虚空蔵)二天(毘沙門・迦羅天)、為ニ供衆ノ檀越ト、課ニ山神土地招宝ト、為ニ打給使者ト(古写本『洞谷記』5a&b)。

まず、瑩山禪師が茅屋を結んで間もなく、十六羅漢の

内、第八伐闍羅弗多羅尊者が、永光寺は仏道修行の勝地であるという夢告を行ったことが述べられる。この瑞夢については先の榎樹の瑞夢とともに、瑩山禪師が『洞谷記』において語る自身の前生譚の重要なフアクターとなるものであった。⁽²⁶⁾

闍羅弗多羅尊者の夢告に意を強くして、瑩山禪師は茅屋での接化を始めるが、当初は、松の葉で茶を点て、栢の葉を器に用い、食事の供養を受けた際にも、枅が寺内に無かったため、蓋付きの椀（台子）を代用にしたという。これらの状況は、永光寺草創期における困窮した様子を如実に伝えるものである。おそらく伽藍は仮の庫裏のみで、什物もほとんど揃っていなかったものと見られる。これほどの困窮具合を見ると、祖忍尼夫妻からの寄進は、正和二年当初の段階では寺領のみにとどまっており、「洞谷山四至堺田畠注文」（元亨三年（一三二三）三月）に見られた寺田等はいまだ存しなかったとも考えられよう。

かかる窮状を打破し、門弟らとの集団生活・仏道修行を円滑に行うため、瑩山禪師ら初期永光寺僧団の人々は何らかの勧進を行ったと推測される。勧進を行ったということ

について、勧進疏等は伝えられていないため、具体的な確証を挙げることはできないが、右の窮状が記された文に続く「人、函丈を施し……」以下の文章は、後述するように、文保元年（一三一七）以降の記録であり、正和二年から足かけ五年の時間的経庭が存しており、かつ、文保元年以後の記述では、方丈・本尊・護伽藍神の施入といった、大規模な浄財を必要とする事業が間断なく行われ、永光寺での安居（集団生活）も開始されるなど、草創当初の経済的な問題は乗り越えられたと考えざるを得ない。かかる永光寺をめぐる経済的な状況の変化から、瑩山禪師は、正和二年から正和五年頃にかけて、祖忍尼夫妻への更なる経済的援助の打診や、檀越の拡充といった勧進活動に奔走したものと推測されるのである。

このように考えると、永光寺の地を寄進された正和二年に、ただちに運良へ大乘寺住持職を委譲せず、正和五年まで住持に留まったのは、ただちに永光寺へ移錫してしまうと、経済力不足のために仏道修行に邁進できないため、資金面での心配がなくなるまで本格的な移錫を控えたという実情が存したという推測が成り立つであろう。

瑩山禪師伝の再検討(五)(横山)

それでは、「人、函丈を施し……」以下の検討に移つていこう。まず、方丈(函丈)が寄進され、接化が開始され

〔除夜小参〕

人施_二函丈_一ヲ、接_二得雲水_一 (古写本『洞谷記』五b)。

これによれば、文保元年、祖忍尼(平氏女)の兄である酒匂平八頼基(？く一三一七か)が遺命として、父親の酒匂頼親の屋敷を、頼親の追善および頼基・祖忍尼の善願によつて瑩山禪師に施与し、永光寺の方丈を造立するよう命じたとされる。頼基は「中河地頭」とされており、酒井保・中河地区の地頭職であったことになるが、酒井保の地頭職は酒匂家ではなく、酒井家によつて世襲されており、はたして酒井保内の一地区である中河に官職としての地頭職が設置されていたかは不明である。ただ、酒匂家と酒井

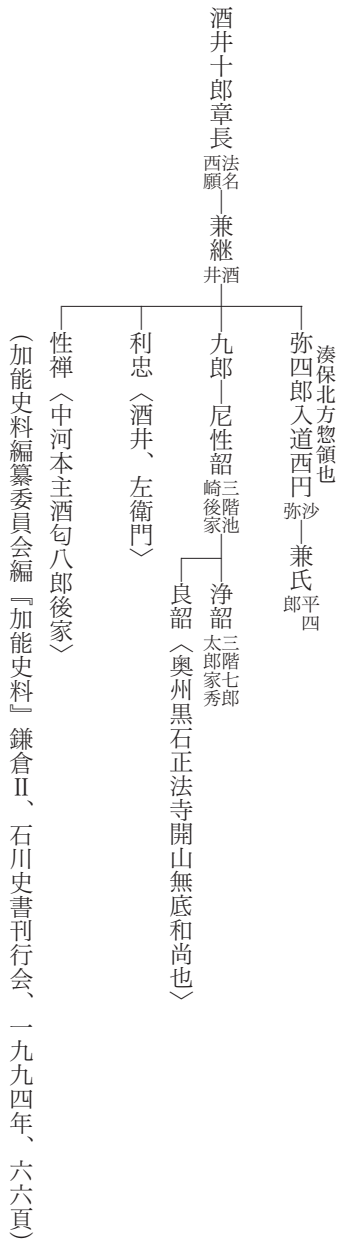
たことが述べられるが、古写本『洞谷記』の関連記事には次のようにある。²⁷⁾

〔関連記事〕

文保元年(丁巳)感_二施主ノ志_一。平氏女舎兄中河地頭酒匂平八頼基、終焉ノ時遺命_二シテ而以_二親父頼親家_一ヲ、為_二彼ノ追善_一、及自身与大姉善願施_二与_一之、以可_レ造_二立方丈_一ヲ。同秋八月ニ、移_二シテ此屋_一ヲ、構_二函丈_一ヲ(古写本『洞谷記』六b)。

家は縁戚関係にあった可能性が高く、先に引用した「沙弥西願讓状案」(永光寺文書)の裏書きには酒井氏の系譜が記されており、次頁のようにある。

この系譜には、正法寺(岩手県奥州市)開山の無底良韶(一三一三〜六一)の世代までが記されているため、一四世紀後半以後に撰述されたものと考えられる。ただ、はたして実態を伝えるものであるかは疑わしい点も存する。「沙弥西願讓状案」で章長の「嫡孫」とされていた利忠が、章長の子とされており、ただちに信頼するわけにはい



かないが、章長の嫡子の名がすでに不明であり、省略されたと考えるならば、一定の資料的価値を見出すことも可能である。

系譜の「性禪」という人物に注目してみよう。性禪は利忠の兄姉に当たるが、割注によれば「中河本主酒匂八郎後家」とあり、性禪は酒匂八郎すなわち酒匂頼親の未亡人(後家)とされている。すると、性禪・頼親夫妻の子が頼基と祖忍尼であるため、頼基・祖忍尼からすれば、酒井氏は母方の親戚に相当することになる。

酒井家系譜において、頼親に「中河本主」という肩書き

瑩山禪師伝の再検討(五)(横山)

が付されているところを見ると、酒井保全体の統治権は地頭職の酒井氏が掌握しており、酒井氏には及ばないまでも、それなりの影響力を有していたのが酒匂氏ということになるのではなからうか。とすれば、頼基が継承したのも、「中河本主」という肩書きであったものと推測される。瑩山禪師が頼基を「中河地頭」と表現しているのは、官職としての「地頭」ではなく、あくまで地域の有力者といったほどの意味で「地頭」という語を用いたものと考えられるであらう。

また、祖忍尼の母親が性禪ということになると、祖忍尼

に寄進地を売却した利忠・章兼と祖忍尼とは、叔父と姪の關係に当たることになるが、寄進に際しては協力が得やすかったものと考えられよう。このように、草創期の永光寺は酒匂氏・酒井氏という檀越によつて支えられたのである。

さて、「除夜小参」に目を戻すと、頼基からの寄進によつて造立された方丈は、「洞谷山大榎峰永光妙莊嚴院」と名づけられた。これは瑩山禪師が、時代を大きく隔てる洞山良价(八〇七〜六九)への思慕と、近年見た榎樹の霊夢にちなんで名づけたとされる。文保元年当時の永光寺は、方丈と仮の庫裏しか整備されていなかったものと見られ、いまだに寺号を用いるほどの規模ではなかったようである。

後に、伽藍の整備に伴い「洞谷山永光寺」へと改名するわけであるが、名称を変更した際の記録には、

予者洞山高祖十六世之ノ法孫ナリ、故ニ慕ニ彼ノ家風、山ノ名ヲ為ニ洞谷、改レテ山ヲ為レ谷、転シテ曹溪、如レ為ニ曹山。大陽高祖十一代ノ法孫、故ニ慕ニ盈レ目大陽、号ニ永光寺。(古写本『洞谷記』七a)。

とあり、「除夜小参」では詳らかにされなかった「永光」という寺号の由来が述べられている。「永光」とは、瑩山禪師が大陽警玄一世の法孫であることと、目に満ちる陽光(警玄の家風)を慕っていたことに因んで名づけられたものであることが知られる⁽³¹⁾。ただ、この記事には年次が明記されていないため、寺号が使用されはじめた時期は必ずしも明確ではないが、以下に示す『正法眼蔵雜文』(正法寺所蔵)所収「洞谷尽未来可為本寺之置文」(以下、「本寺之置文」と略称)の所説は、大きな手がかりになる⁽³²⁾。

洞谷尽未来可為本寺之置文 同開山紹瑾御自筆御判能登国賀嶋郡酒井保洞谷山永光寺敷地者酒匂八郎頼親嫡女平氏女、清淨寄進之勝地之間、以為紹瑾一生宴息之靈場。……文保式季(戊午)冬至日記之。

御判

本願主平氏女祖忍判

(正法眼蔵雜文編纂委員會編『正法寺本正法眼蔵雜文』、春秋社、二〇一〇年、四九頁)

この「本寺之置文」は、永光寺の曹洞宗内における重要性を述べた資料として知られる「尽未来際置文」の原形と

なつたと考えられる資料である。本資料の冒頭において「洞谷山永光寺」の名が用いられていることから、「本寺之置文」が撰述された文保二年（一一三一八）冬至（一一月二一日）以前には、「洞谷山大檀峰永光妙莊嚴院」から「洞谷山永光寺」へと名称が変更され、寺号の使用が始まっていたことが知られるのである。「洞谷山大檀峰永光妙莊嚴院」と名付けられて、わずか一年後には名称が変更されたことになる。なお、後述するように、文保元年から文保二年にかけて、永光寺には庫裏と浴司が新添され、方丈以外の伽藍が整備されており、建造物の増加を契機として寺号を用いたとしても不自然ではない。おそらく、「洞谷山大檀峰永光妙莊嚴院」の名は方丈に対して命名されたものだったのであろう。

さて、頼基から寄進を受けた方丈を「洞谷山大檀峰永光妙莊嚴院」と命名した後、瑩山禪師はいよいよ永光寺へと入寺することとなる。「洞谷記」には、

十月二日移徒、如形行三入院、儀式一（古写本『洞谷記』六b）。

とあって、文保元年一〇月二日、門弟を引き連れて、入院

瑩山禪師伝の再検討（五）（横山）

の儀式を行っている。これをもって瑩山禪師の永光寺への移錫と見ることもできよう。²⁴

『洞谷記』には「文保元年、冬安居」（古写本『洞谷記』六b）という記述が見えることから、瑩山禪師は入寺を済ませた直後の一〇月一五日より、永光寺における最初の安居の制を敷いたものと考えられるが、「除夜小參」において、寺号命名に続いて記される永光寺に安置される仏神等の尊格は、この結制中あるいはそれ以後に施入されたものである。

五―二、本尊の安置・伽藍の造立

本尊については「三宝二聖（観音・虚空蔵）」とあり、釈迦牟尼仏を中尊に、観音菩薩・虚空蔵菩薩を脇士とする釈迦三尊であることが知られる。しかし、観音・虚空蔵を脇士とする様式は禅刹においては他に見出すことはできず、きわめて特殊な様式であると言わねばならない。禅刹において本尊が釈迦である場合、基本的に釈迦・弥勒・阿弥陀の三世如来の形をとるか、脇士を安置する場合であれば、観音菩薩・普賢菩薩あるいは摩訶迦葉・阿難を脇士と

瑩山禪師伝の再検討(五)(横山)

する様式がほとんどである。⁽³⁵⁾

なぜ、瑩山禪師はかかる特異な本尊様式を採用したのであろうか。『洞谷記』ではその理由が二点述べられており、次のようにある。

観音ハ、当山先ノ本尊ナリ也、故ニ是ヲ為ニ主位ノ脇士、虚空蔵ハ、為ニ雨レ宝供レ衆、勸ニ請ス之ヲ(古写本『洞谷記』六b)。

最勝王経説時者、観音・虚空蔵是為ニ脇士故也(古写本『洞谷記』七b)。

一つ目の理由として、先に見たように、永光寺草創以前に存した勝蓮寺の時代より観音が本尊とされていたため、観音を主位の脇士とし、虚空蔵は雨を人々にもたらすため、勧請されたとする。

二つ目の理由としては、『金光明最勝王経』を講説する際の脇士に観音と虚空蔵が勧請されるためであるとされる。これは、宮中で正月に鎮護国家と五穀豊穰を祈願して行われる御齋会を指すものであると考えられる。正慶元年(二三三二)から観応二年(一三五二)にかけて成立した諸仏事の初例を集成した『初例抄』の「御齋会始」には、

始_レ自_二神護景雲二年_一。内論義始事。嵯峨天皇御宇弘仁四年(癸巳)正月八日ヨリ至_二十四日_一七ケ日講_二最勝王経_一。御齋会之後四十六ケ年也。御仏中尊大日、脇士一観音・虚空蔵(『群書類従』第二四輯、二二頁)。

とあり、御齋会では弘仁四年(八一三)より護国經典たる『金光明最勝王経』の講義が七日間行われていたことが知られ、⁽³⁶⁾その際には大日如来(毘盧舎那仏)を中尊に、観音・虚空蔵を脇士にしたとされ、瑩山禪師の所説と一致する。そして、御齋会の本尊様式に直接的な影響を与えたのは、東大寺大仏殿であったと見られる。東大寺大仏殿の本尊様式は、『七大寺日記』(建長七年(一二五五)以前に成立)に、

中尊盧舎那。脇士二体(如意輪・虚空蔵)。(『続群書類従』第二七輯下、四九八頁)。

とあるように、中尊が毘盧舎那仏、脇士が如意輪観音と虚空蔵であったとされており、⁽³⁷⁾御齋会の本尊様式と軌を一にしていることが知られる。御齋会が鎮護国家の祭礼であったのと同様に、東大寺の大仏もまた、聖武天皇(七〇一〜五六)が三宝の威神力によって国家安寧を実現するため

に、造立の詔を下したのであった。⁽³⁸⁾このように、護国という点からしても、御齋会・東大寺大仏殿は親和性が高く、御齋会の本尊様式が東大寺大仏殿を踏まえていることは明らかであろう。

ところで、東大寺大仏殿や御齋会の本尊は毘盧舍那仏(大日如来)であり、釈迦牟尼仏ではない。この点について、面山瑞方(二六八三〜一七六九)撰『洞上伽藍諸堂安像記』「仏殿三尊」の次の記述に注目してみよう。

正面、安拈華釈迦、則脇土必迦葉・阿難也。若安天冠毘盧、則脇土必文殊・普賢也〔曹全〕清規、八二七a)。

瑞方の所説によれば、仏殿の尊像は優曇華の花を手に持った釈迦(拈華釈迦)が中尊の場合は、脇土が迦葉・阿難となり、天冠の毘盧舍那仏(天冠毘盧)が中尊の場合には、文殊・普賢が脇土になるとされる。つまり、禅刹の仏殿においては、釈迦牟尼仏のみならず毘盧遮那仏が中尊として安置される場合も存したわけである。この「天冠毘盧」については、納富常天氏によって、

鎌倉円覚寺本尊は『華嚴経』の教主毘盧舍那仏である

瑩山禅師伝の再検討(五)(横山)

が、この本尊は毘盧舍那と釈迦は異名同体とする『華嚴経』の思想や、建長寺所蔵の宝冠釈迦三尊図が毘盧舍那三尊図であることから、一般に宝冠釈迦如来と呼称されている。これは建長寺の華嚴塔とともに、禅林における華嚴思想の積極的受容を示すものである(『永光寺の文化財』、石川県羽咋市教育委員会編『平成一二年永光寺史料調査報告書』、石川県羽咋市教育委員会文化財室、二〇〇〇年、一六一頁)。

という示唆に富む指摘がなされている。納富氏の説によれば、禅宗内部においては、宝冠釈迦と毘盧舍那仏が一体視されていたことになる。宝冠釈迦とは「宝冠を頂く結髮形の釈迦如来像のこと。腹前で禅定印(法界定印)を結び、結跏趺坐を原則とする」(『仏教美術事典』「宝冠釈迦」項)と説明されるが、この特徴は、まさしく永光寺の木造釈迦如来坐像の特徴と一致するものである。⁽³⁹⁾上述の「毘盧舍那仏」宝冠釈迦」という図式に当てはめれば、永光寺の本尊様式は毘盧舍那仏(釈迦)・観音・虚空蔵となり、東大寺大仏殿や御齋会の本尊様式と完全な一致を見せるのである。

このように、永光寺の本尊に東大寺大仏殿の本尊様式が採用されている点は、瑩山禪師が『華嚴経』の思想を積極的に受容し、かつ護国思想を重視していたことを物語っており、注目すべき事実であると思われる。

さらに、見逃してはならないのは、観音・虚空蔵という菩薩は、義介が入宋の折りに誓願を立て、願文とともに自ら彫刻した菩薩であったという点である。『三祖行業記』

「三祖介禪師」には、

正元元年己未、度_レ海入_レ宋。欲_ニ入_レ宋_ニ時發願、剋_ニ彫_レ如意輪・虚空蔵_ニ菩薩像_一。願書誓文云、吾為_レ果_ニ先師(道元) 往願、一_ニ興_レ永平宗風於日本国裏_一。又奘師(懷奘) 有_レ命。任_ニ身於波濤_一、輕_ニ命於師勅_一、菩薩合力而欲_レ興_ニ行叢席_一。若海内而没_ニ其命_一、再来而果_ニ心願_一。為記誓約、白檀而不_レ莊、帰朝而莊_レ之。若没者、再来而莊蔵(曹全) 史伝上、七b(八a)。

と伝えられている。『三祖行業記』では、彫刻された菩薩像が如意輪観音と虚空蔵とされるが、こちらはまさしく、『七大寺日記』で紹介されていた東大寺大仏殿の脇士に一致するものである。義介がいかなる理由によって如意輪観

音と虚空蔵を彫刻したのかは定かではないが、入宋直前に京都や鎌倉を順観する途上、東大寺大仏殿の本尊を实地に見聞したとも考えられよう。義介は引用文の末尾において、帰朝を果たした暁には二菩薩を莊嚴することを誓約しているが、義介は南宋の諸寺を巡歴した後、無事に帰朝して永平寺第三代を董しているため、これら二菩薩は莊嚴を施されたものと考えられる。そして、これら二像は、その後どこかに安置された形跡は見られないため、義介の念持仏として護持されていたと推測される。大乘寺移錫後は、方丈等に安置され、退董後においては隠棲した定光院に遷座されたのではなからうか。義介が身を賭する決意のもと彫刻した二菩薩像を、瑩山禪師が関知していた可能性は充分に存しており、このような本師義介の行動が、永光寺の本尊様式に影響を与えている可能性も考慮されるべきであろう。

ところで、「除夜小参」に言及される宝冠釈迦・観音・虚空蔵の三尊は、『洞谷記』において、

中尊釈迦牟尼仏、加賀ノ国井家庄、中田右馬尉、為_ニ悲母十三年追善_一、以_ニ卅貫_一木作_ス。瑩山以_ニ五十貫_一

奉_レ饗。

左脇土観世音菩薩、洛陽高辻大宮、駿河法眼定審、

為_二先考定守法眼十三年追善_一、木作。

右脇虚空蔵菩薩、加賀国富樫庄、野ノ市藤次郎、為_二

自身現当願望皆令満足_一、木作（古写本『洞谷記』八
a）。

と紹介されている最勝殿（仏殿）の本尊とは別の尊像であつた可能性が高い。右の記事は、脇士の観音像を院派仏師・駿河法眼定審（生卒年不詳）が、父親である定守法眼の二三回忌追善のために製作した像であることを伝えているが、納富氏によれば、定守・定審親子の名は、徳治三年（一一三〇）七月二六日に完成した称名寺（横浜市金沢区）に安置される釈迦如来像背部背面の墨書銘に見出され、この直後に定守が逝去したとしても、定守の一三回忌は元応二年（一一三二）となるため、観音像の完成はそれ以降としなければならず、元亨二年八月の最勝殿上棟式に三尊が妙莊嚴院（方丈）から遷座されていることを考慮すると、観音の作製年代は元亨元年前後とするのが妥当であると指摘している（『永光寺の文化財』一六二頁）。さら

瑩山禪師伝の再検討（五）（横山）

に、近年の調査により、最勝殿に安置されていた釈迦三尊像は、作風や構造から見て同じ仏師の作と考えられることが本谷文雄氏によって報告されており（『平成一二年永光寺史料調査報告書』七頁）、最勝殿の三尊仏はすべてが定審の作であることになる。これらの尊像は三尊仏として一括して造像されたものと考えられるため、同時期に作製されたとみて大過なからう。したがって、最勝殿の三尊仏はすべてが元亨元年前後の成立と判断される。また、作者の定審は元亨元年以前には瑩山禪師と知遇を得て、帰依していたことになるだろう。瑩山禪師と定審の交流は、院派仏師と曹洞宗の関わりを示す端緒と考えられ、その意味においても重要である。

ここで、文保年間以前における永光寺の尊像安置にまつわる記事を『洞谷記』から引用すると、以下のようになる。

瑩山禪師伝の再検討（五）（横山）

「除夜小参」

憑^①三三寶二聖（観音・虚空蔵）二天（毘沙門・迦羅天）、為^②供衆ノ檀越ト、課^③山神・土地招宝、為^④打給使者ト（古写本『洞谷記』五b）。

「関連記事」

文保元年、冬安居、簡都寺・可首座・覚日浄頭夢曰、当山々神稻荷喜告曰、我レ此ノ山ノ旧主ナリ也。國中勸化シテ而、可^①供^②塩醬、云々。鬼ノ箭鎮^③山中西、隻射前山ト鎮^④後岳也。又予夢、当国ノ守護神来告曰、一国告報而、供^⑤加菜一種、是レ大鎮守一宮ノ之冥報ナリ。又予為^⑥管領、而以^⑦楠木、作^⑧坐像毘沙門。左手ニ持^⑨如意宝珠ヲ、右手ニ作^⑩施受ノ印、為^⑪庫下ノ本尊。護法感夢。

又同冬、迦羅天来、給仕望之。

又文保二年（戊午）春、光英夢、招宝七郎入^①山中一告曰、奉^②三方丈ノ尊命ヲ、賞^③罰^④門葉ヲ、鎮^⑤護山門ヲ。仍^⑥課^⑦山神・一宮・招宝七郎護伽藍神、為^⑧打給使者。

観音ハ当山先ノ本尊ナリ也、故ニ是ヲ為^①主位ノ脇士、虚空蔵ハ為^②二雨^③宝供^④衆、勸^⑤請^⑥ス之ヲ。是以、憑^⑦三三寶二聖（観世音・虚空蔵）并^⑧二天（毘沙門・迦羅天）、為^⑨供衆檀越ト（古写本『洞谷記』六b）。

係を明確にすべく、便宜的に①〜⑥の番号を尊格に付して

「除夜小参」と「関連記事」に見出される尊格の対応関

示したが、除夜小参において述べられる仏神すべてが、文保元年〜二年（一三一七〜一八）にかけての記録の中に出現することが明らかであろう。右に引用した関連記事は、古写本『洞谷記』において連続して記されているため、年代順の記録になっていると見て問題ないと思われる。

まず、問題としている本尊の造像時期を検討しておく。本尊については、観音・虚空蔵にまつわる因縁が文保二年（一三一八）春の記事に続いて記されるため、文保二年のうちに造像が為されていたことが知られ、「主位」という語が見えることから、三尊の主位に位置する釈迦像もあわせて製作されていたものと考えられよう。先に見た通り、最勝殿に安置された釈迦三尊は製作の上限が元応元年であるため、文保二年に存した釈迦三尊は、現在に伝わっている三尊仏とは異なる三尊仏であったことになる。したがって、定審によって作成された三尊仏は二代目の本尊であったことが判明するのである。^④

次いで、本尊以外の像について検討しておく、「関連記事」から造像時期が明らかとなるのは毘沙門天坐像で、文保元年の冬安居中に、楠木で製作され、庫裏（庫下）の

本尊として安置されている。この毘沙門天像は、瑩山禅師の夢に「当国の守護神」が現れ、大衆のために野菜を供養することを申し出たとされる。瑩山禅師はこれを「一宮の冥報」と述べていることから、「当国の守護神」とは能登国一宮である気多大社の祭神・大己貴命であったことがわかる。瑩山禅師が毘沙門天像の造像を決意したのは、この瑞夢を「護法の感夢」と認識したためであろう。大己貴は能登国の守護神であるが、毘沙門天は、仏教の守護神にあたる四天王（護法善神）のうち、北方を司る多聞天のことを指す。そして、四天王の中から毘沙門天が選択されたのは、永光寺は京都から見れば北方に位置しているため、北方守護の毘沙門天が想起されたのではなからうか。また、ここで「庫下」と表現されていることから、正和二年（一二三三）当時の「仮庫裏」から、正式な庫裏（香積院）が文保元年までに建立されていたことが推測される。続く文保元年冬と文保二年春の記事では、迦羅天（大黒尊天）が給仕を望み、山神（稲荷）・一宮（大己貴命）・招宝七郎（大権修理菩薩）を打給使者としたとされる。毘沙門天像が製作されたことを考慮すれば、これらの神格や伽

瑩山禪師伝の再検討 (五) (横山)

藍神も、何らかの表象がなされたと考えるのが自然であり、尊像あるいは凶像等が施入されていたと思われる。

ところで、興味深いのは、永光寺においては、本尊である三尊仏に先だって伽藍神像(護法善神含む)が多く作成されているという点である。また、造像された毘沙門天・迦羅天・山神・一宮・招宝七郎は、すべてが瑩山禪師あるいはその門弟(壺庵至簡・鉄鏡眼可・覚日・月庵光英)らが瑞夢の中で感得した尊格であったのである。これは、文保元年以降、方丈が寄進され、正式な庫裏が建立するなど、茅屋の仮庫裏のみから出発した最初期に比すれば、外護者からの寄進が増加し、寺院運営が軌道に乗り始め、寺運が興隆に向かう中で感得された瑞夢であったものと考えられよう。寺運の興隆を裏付けるかのように、文保二年夏安居以前には、新たに明水因(浴司)が建立されてお⁽⁴⁵⁾り、禪林寺本『瑩山清規』地冊には「明水因垂誡」が掲載されていて、次のようにある。

浴室垂誡作_レ牌書_レ之可_レ掛_上中間壁上。

叢林有_二浴室_一

誰不_レ明_二水因_一

一入_二香水海_一

灌沐清淨人

明 如_二水不_レ洗_レ水

身本不_レ帶_レ塵

不_二曾染汚_一処

淨洗自天真

水 入浴諸清衆

浴儀須_二如法_一

帶_二手中平包_一

威儀可_二寂靜_一

院^マ 室内不_レ可_レ語

換衣所当_レ閑

休息所低聲

堂内莫_二裸露_一

垂 殺鼓未_レ打前

俗人不_レ可_レ入

殺鼓已響後

清衆勿_二入浴_一

誠 浴室共語輩

應_二須行_二罰浴_一

洞山未來際

勿_レ破_二此規矩_一

文保二年戊⁽⁴⁵⁾□□□□日

紹瑾示

、州 山 寺行事次序

洞谷開山瑩山 紹瑾 記

〔禪宗清規集〕四七七頁)

このように、『洞谷記』や『瑩山清規』の記述からは、文保二年までの間に、永光寺内には妙莊嚴院(方丈)・香積院(庫院)・明水因(浴司)が整備されていたことを知ることができる。しかし、裏を返すならば、禪院伽藍の中

心的な建造物となる法堂・仏殿・僧堂等は未整備の状態だったのであったのである。これら中心的建造物が未整備であったのであれば、すでに完成していた建造物へ、安置されるべき本尊（伽藍神像）を施入するのは当然の流れであろう。文保二年に安置された初代の三尊仏も、いまだ仏殿は建立されていなかったため、方丈への仮安置だったわけである。ここに、伽藍神像が三尊仏に先だつて製作・施入された理由が見出されよう。

(つづく)

注

(1) 「本」を「原本」と見るのは、菅原昭英「道元禪師の嗣書と禪戒血脈をめぐって」(『駒澤大学仏教学部論集』三四、二〇〇三年、四三頁)に拠った。角田泰隆氏は、右に引いた「縦雖^ニ多人可^レ与^レ書」の「書」について、「懷奘の嗣書が義介に付されるというとは考えられない」(『原文対照現代語訳道元禪師全集』一七卷〈法語・歌頌等〉、春秋社、二〇一〇年、二九六頁)ことから、「書」を「嗣書」と理解すべきではないとし、「本」を「仏祖正伝授受儀式」なる儀式の次第を記した書のことか(『前掲書、九五頁)とする。

瑩山禪師伝の再検討(五)(横山)

(2) 「尽未来際置文」については、実際に五老峰が建立されたと考えられる元亨三年(一三三三)から五年を遡る年記が記されているため、松田文雄氏(『瑩山禪師の尽未来際置文について』、『印度学仏教学研究』一八一二、一九七〇年)や佐橋法龍氏(『人間瑩山』春秋社、一九七九年、二五八〜六七頁)によつて偽撰説が唱えられているが、河合泰弘氏が述べるように「尽未来際置文」は、瑩山禪師が「五老峰建立の発願を立てたことを示す文書」(東隆眞監修『諸本対校瑩山禪師『洞谷記』』春秋社、二〇一五年、一三二頁)と見れば、問題はないと思われる。また、瑩山禪師真筆の「尽未来際置文」は虫損・破損により、判読不可能な箇所が存する。それらについては、流布本『洞谷記』所収の「尽未来際置文」によつて補った。

(3) 東隆眞氏は、普賢舍利について「六祖普賢の舍利一枚は、瑩山紹瑾禪師から明峰素哲禪師に相承され、広福寺に伝えられている(面山瑞方撰?『祇陀大智禪師行録並序』)という」(『洞谷記に学ぶ―日本初期曹洞宗僧団の胎動―』、曹洞宗宗務庁、一九八二年、一一八頁)と述べるが、東氏が典拠に挙げる『祇陀大智禪師行録並序』(『統曹洞宗全書』歌頌所収)には、普賢舍利相伝に関する記述はいっさい存せず、『行業略記』が普賢舍利を五老峰へ埋納したと述べる以上、瑩山禪師から素哲へ相伝されたと見るべきではないであろう。また、広福寺には「舍利相伝記」(大久保道舟編『曹洞

瑩山禪師伝の再検討 (五) (横山)

宗古文書』上巻、筑摩書房、一九七二年、五二五〜二六頁) という一通の舍利にまつわる文書が所蔵されているが、その内容は四天王寺の舍利が寒巖義尹(一一二七〜一三〇〇)以来、幾度かの相伝を経て大智の法嗣・禪古に相伝されたというもので、達磨宗相伝の普賢舍利とは無関係である。

(4) 石川力山氏によれば、当時の曹洞宗教団や波著寺においては、「曹洞宗」という宗名公称の共通認識が形成されており、瑩山禪師が達磨宗の相承物を敬して遠ざけるかのように五老峰へ埋納したのは、かかる認識を察知し実行に移したものとされる(「達磨宗の相承物について」、『宗学研究』二六、一九八四年、一一五頁)。

(5) 『洞谷記』に、

元亨三年(癸亥)四月八日、伝灯院地引始。八月廿二日、鍼立。九月十三日、上棟。同廿八日、造畢(古写本『洞谷記』一一a)。

と、伝灯院の造営にまつわる記事が見られる。これによると、五老峰と伝灯院の造営は双方とも元亨三年四月八日に開始されたことが知られる。

(6) 駒ヶ嶺法子『「広福寺伝衣付囑状」解題』(中世禅籍叢刊編集委員会編『達磨宗』、『中世禅籍叢刊』第三巻、臨川書店、二〇一五年、六二四頁)や羽田聡『伝衣付囑状』(文化財保護六〇年記念事業特別展覧会『高僧と袈裟―ころもを伝えこころを繋ぐ―』京都国立博物館、二〇一〇年、二三四

頁)等によれば、「義介」という署名と花押以外は瑩山禪師が代筆されたものとされる。また、この相伝衣は広福寺に所蔵されており、『高僧と袈裟―ころもを伝えこころを繋ぐ―』(八四〜八五頁)等で画像を見ることができ。ただし、袈裟とともに相伝された納袈裟囊の所在は不明である。

(7) 『法衣相伝書』の年号と干支が齟齬をきたしている問題については、伊藤秀憲「道元禪師滅後の永平寺僧団について」(平井俊榮博士古稀記念論集『三論教学と仏教諸思想』、春秋社、二〇〇〇年)参照。

(8) 佐藤秀孝氏(「明峰素哲の生涯とその功績(二)―瑩山門下の僧録として永光寺・大乘寺を担った曹洞禪者―」、『駒澤大学仏教学部研究紀要』五八、二〇〇〇年、一三二頁)や東隆眞氏(東隆眞『瑩山禪師の研究』、春秋社、一九七四年、一三二〜三三頁)も、応長元年に大乘寺住持職が委譲されたとは考えられないとする。反対に、応長元年に大乘寺住持職が委譲されたとするものに、尾崎正善「峨山禪師の御遺徳―六五〇回大遠忌にむけて―」(『鶴見大学仏教文化研究所』二〇、二〇一五年、二四五頁)や新井勝龍『法衣相伝書』(『瑩山禅』一〇巻、山喜房佛書林、一九九一年、二〇四頁)等が挙げられる。

(9) 法観寺釈運については、上田純一「大智研究の新たな課題」(『加能史料』(南北朝II)会報、石川史書刊行会、一九九五年)や、館隆志「法観寺釈運について―寒巖義尹と大智

をつなぐ僧」(『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』一七、二〇一六年)に詳しい。

- (10) 義介の遺偈について、『三祖行業記』・『仏祖正伝記』・『日域曹洞列祖行業記』・『扶桑禅林僧宝伝』・『延宝伝灯録』卷七・『日域洞上諸祖伝』卷上・『本朝高僧伝』卷二一・『日本洞上聯灯録』卷一では、第三句が「蘆花覆雪」となっているが、伊藤秀憲氏が指摘するように、瑩山禅師が撰述した『義介喪記』や『洞谷記』が記す「蘆花帶雪」が本来の遺偈であろう(『義介禅師伝における諸問題』、東隆真編『徹通義介禅師研究』、大法輪閣、二〇〇六年、二五〜二六頁)。

- (11) 『義介喪記』末尾には、
延慶二年(己酉)十月三日把帳興(『統曹全』清規・講式、七b)

とあるが、これは義介の二七日(以芳忌、九月二七日あるいは二八日)に行われた唱衣後に付加されたものであるため、最初の編集は九月一六日であったと見てよからう。

- (12) 川口高風氏は「訓注『徹通義介禅師喪記』(注10)書所収」において、「浄住寺懷観」のことを「懷鑑ともあり。日本達磨宗覺晏の上足」(四〇四頁)と説明し、義介にとつて達磨宗の法系上の師に当たる波着寺懷鑑に比定しているが、懷鑑は義介が示寂する以前に遷化しているため、「懷観」を波着寺懷鑑と見ることは不可能である。この「浄住寺懷観」は本文中に示したように、瑩山禅師の母親である懷観に比定

瑩山禅師伝の再検討(五)(横山)

すべきである。『義介喪記』には「浄住寺諸尼衆」(『統曹全』清規・講式、四a)とあるため、浄住寺懷観も尼僧と考えられ、義介や瑩山禅師と親交を持った尼僧で懷観という名を持つのは、瑩山禅師の母親である「今生悲母、懷観大姉」(古写本『洞谷記』四b)の他には見当たらないし、瑩山禅師は『洞谷記』において浄住寺のことを、

浄住寺者、本願素意、清浄寄進^レ之僧所タル之間、任^レ素意、為^レ了閑上座、令^レ修練勤行。如今無涯老門徒相承、而可^レ令^レ住持興行。是本願并^レ開闢觀大姉并^レ紹瑾、加州第二^ノ之遺跡ナリ也。素意勿^レ令^レ失(古写本『洞谷記』一一b)。

と説明するように、浄住寺は「観大姉」が「了閑上座」のために建立した寺院であるとされるが、この「観大姉」こそ「浄住寺懷観」ということにならう。なお、了閑上座は瑩山禅師の父親とされる人物である。

- (13) 従来、祖忍尼の生卒年は不詳とされてきたが、『洞谷記』には、

元亨二年(壬戌)四月三日、庚子(申立日)仏殿鉞立
〈本願主忍庵主六合日ナリ也。録物式貫文、且那金吾朝定〉(古写本『洞谷記』一一a)

とあり、「庚子」が祖忍の六合日とされる。六合日とは、生年の干支の組み合わせによって吉日を決める陰陽道の手法であるが、庚子を六合日とする干支は乙丑となる。元亨二年

瑩山禪師伝の再検討(五)(横山)

(13) にもつとも近い乙丑の年は、一二六五年であり、これが祖忍尼の生年と算出される。没年については、永光寺の円通院跡とされる一角に、円通院墓地と呼ばれる墓地が存する。そこに祖忍尼の無縫塔が残されており、銘文には「元弘元辛未」(平成二年永光寺史料調査報告書) 石川県羽咋市教育委員会文化財室、二〇〇〇年、一五〇頁)とある。これが無縫塔の建立された年月を示すものであれば、祖忍尼の没年は元弘元年(一二三二)となろう。

(14) 拙稿「瑩山禪師伝の再検討(四)——嗣法・大乘寺昇住・『伝光録』開演——」、『人間文化』三五、二〇一二年。

(15) 法遠が見た俊鷹を得るといふ霊夢は五山を中心とした日本中世禪宗において広く受容され、済門僧の膝下に投じた洞門僧のみならず、宗派に左右されず優れた禅者を「俊鷹」に喩えるということが頻繁に行われるようになる(拙稿「中世禅宗における代付説の展開」、『駒澤大学大学院仏教学研究会年報』四七、二〇一四年、七〇〜七六頁)。

(16) 懐英や義演も首座職を経験した後、永平寺へ晋住している(『曹洞宗全書』(以下、『曹全』)史伝上、四b・八b)。義介や義雲には首座をつとめたことは伝えられていないが、幾年も叢林に安居していることを考慮すれば、首座に配役された時期があっても不思議ではない。

(17) 素哲・韶頌が伝戒を受けるのは元応三年(元亨元年・一三二一)であり、素哲が首座となるのは元亨三年(一三二二)

(三)、韶頌が首座に任じられるのは元亨元年である。

(18) 『仏林恵日禪師行状』には、

竟聞_三鷲峰法灯国師熾_二化於南紀、往諮參。国師示_二以_三狗子話、從_二昏鐘_一提撕至_三五鼓、豁然契悟。趨扣_三丈室、窃作_二是念、老和尚不可_一讓。国師見_レ来使曰、除汝胸中劍。師不_レ覚白汗浹_二背。即問曰、和尚八十二与_三字人八十二是_二同是_一別。国師曰、同同。從_レ此機語密契、針芥相投(『恭翁運良伝』八一頁)。

とあり、運良自身は正応元年(一二二八)、二二歳のときに無本覚心より嗣法していたものと考えられる。

(19) 『二夜碧巖』は、現在も大乘寺に所蔵されており(石川県立美術館寄託保管)、国の重要文化財に指定されている。また、『二夜碧巖』は一般に通行している『碧巖録』とは本文が異なっており、『碧巖録』の古写本としても重要である。近年、『二夜碧巖』本文の研究が進められており、土屋太祐『二夜碧巖』第一則〜第四則訳注(『東洋文化研究所紀要』一六七・一六九・一七一・一七六、二〇一五〜一七、二〇二〇年)がその成果として提出されている。なお、『建撕記』には、

永平寺第六代曇希和尚、御任之中、曆応三年三月十一日ニ永平寺炎上。越前一国ノ乱入ニ依テ也。他ノ所ヨリ預ケ物多シ。是ヲ取ラントテ盜賊トモ乱入シ、仏殿之天井ニ登テ、挑_レ火ヲテサカシ見ル時、其ノ残火ニテ焼失スト

云々。此炎上ワ、開山御入滅之後チ八十八年、中興遷化八年メ也。亦開闢檀那円寂之後チ八十二年目也。開山ノ御影、其時焼失シ給。御在世ノ時、御長形相ノ寸尺、御爪マテ奉_ニ写造タル生身之御影ハ、今マ加賀ノ州大乘寺ニ御在ス。是ノ尊像ヲ永平寺ヨリ所望サレケレハ、最ト応シ、即チ大乘寺住持・一山之衆、何モ威儀ヲ具シ、鏡鉞鼓ヲ推鳴シ、種々ノ莊嚴・香花・灯明ヲ備テ奉_ル送_レ之。大乘寺檀那富樫同ク一族、相イ共ニ皆々永平寺迄奉_ラル御伴シ。三月廿六日ニ吉祥山エ入御アリ、聽テ奉_ル安座シ也。大乘ノ住持・衆僧、同ク富樫之一族達、開山和尚ニ御暇乞申シ、帰路ノ時、御影ニ名残ヲ惜_ミ奉_リ、皆々落涙シテ、誠ニ死タル人ニ別ル、カ如ク両袖ヲシヲリテ帰エラレケルト記_ニ置_ク之也。此尊像ノ寵辱_クニ、一夜ノ碧岩ヲ大乘寺ヘ下シ給。六世和尚下状、至_ル今迄大乘精舎_ニ有_レ之(『建擲記』一二五〜二六頁)。

という記録が存し、これによれば、暦応三年(一一三〇)の火災によって道元禪師像が焼失したため、大乘寺の道元禪師像を永平寺に遷座し、その返礼として大乘寺へ「一夜碧巖」を譲与したとされる。この記事からは、瑩山禪師から運良に住持職が委譲された正和五年(一一二六)の時点においては、「一夜碧巖」がいまだ大乘寺には存しなかったのではないかと考えられる。しかし、「一夜碧巖」を道元禪師書写の一本のみと考える必要はない。複数本の写本が存し、その

瑩山禪師伝の再検討(五)(横山)

うちの一本が瑩山禪師に伝来していたと考えれば、右の記事との齟齬は解消される。『碧巖録』は当時を代表する公案集であるため、書写の需要はそれなりに存したと見て問題なからう。

(20) 素哲の大乘寺昇住の時期については、佐藤秀孝「明峰素哲の生涯とその功績(三)——瑩山門下の僧録として永光寺・大乘寺を担った曹洞禅者——」(『駒澤大学仏教学部論集』三一、二〇〇〇年、二二六頁) 参照。

(21) 章長から利忠に与えられた讓状に記された内容は、正安二年(一一三〇)に幕府から正式に裁可されており、「鎌倉將軍家御教書案」が永光寺に所蔵されており、

可_レ令_ニ早左衛門尉藤原利忠領知、能登_ニ酒井保地頭職事、

右任_ニ亡祖父酒井十郎章長法師(法名西願)、去文永六年九月十日讓状、守_レ先例、可_レ令_ニ領掌_ニ之状、依_レ仰下知如_レ件。

正安二年十二月廿二日 陸奥守平朝臣(在御判)

相模守平朝臣(在御判)

(『曹洞宗古文書』上巻、一一二頁)

とある。

(22) 「関東下知状案」によれば、安堵を申請した応長元年(一一三一)から安堵が裁可された文保元年(一一三一)まで、足かけで七年近くの時間がかかっているため、申請から

瑩山禪師伝の再検討 (五) (横山)

裁可に至る期間が長期に過ぎるとする向きも存するが(東氏注(3)書、一八四頁)、他に資料が残されていないため、今は「関東下知状案」に述べられる通りの経過であったと見ておく。

(23) 「平氏女寄進状」によれば、この寄進状とともに章兼と利忠の「はうけん」(売券・避状)・「てつきのあんもん」(手継証文)・「あんとの御下ふみ」(幕府からの知行書)等の文書群もあわせて瑩山禪師に譲与されているが、これらの文書は、これまでに引用した永光寺の寺域に関する文書であり、文保二年に至って永光寺の所蔵となったことが知られる。

(24) 引用文の冒頭では「正和二年(壬子)」となつてゐるが、正和二年の干支は「癸丑」である。「壬子」は正和元年の干支に当たる。干支から考えるならば、この記事は正和元年の出来事であつたと見るべきであろう。本来、「元」字で記されていたものが、伝写の過程で下部の「儿」が脱落し、「二」と書写されるようになったものではなからうか。

(25) 拙稿「瑩山禪師伝の再検討(二)——前生譚と出生地について——」(『禅研究所紀要』五〇、二〇二二年)一五〇〜五一頁。

(26) 注(25)論文、一五一〜五二頁。

(27) 元応二年の「除夜小参」で述べられている永光寺草創期の出来事は、関連記事が『洞谷記』内に見出される場合がある。以下では関連記事が存する場合、「除夜小参」と上下段

に分けて列挙する形で示すこととする。

(28) 松田文雄「瑩山禪師の尽未来際置文について——永光寺開闢の背景——」(『宗学研究』一二、一九七〇年、一三六頁)。なお、流布本『洞谷記』では、頼基が「地頭」とされていることと整合性をとるためか、頼基の父親・頼親も地頭職にあつたかのように本文を脚色している。『洞谷記』における当該箇所を列挙すると次のようになる。

古写本『洞谷記』

当山者、賀嶋郡酒井保ノ内ナリ也。四至界^{サカイ}在本券ノ文書^ニ。

平氏女ハ者、酒勾ノ八郎頼親女子ナリ也。海野三郎

滋野信直カ妻室也(古写本『洞谷記』六b)。

流布本『洞谷記』

能州賀嶋郡酒井保ノ内、中河ノ地頭ハ者、酒勾ノ八郎頼親也。其ノ嫡女、与^シ信州ノ住海野三郎滋野信直、為^リ夫妻^ニ。

(流布本『洞谷記』一七a)。

頼親を地頭として叙述する文献は流布本のみであり、あたかも中河地区の地頭職が酒勾家によつて世襲されたかのように見せるための操作であると言えよう。

(29) 松田文雄氏は祖忍尼と性禪の関係を義理の親子とする(『瑩山禪師御遺墨集』「解説」二五頁)。松田氏の見解は、「後家」を「後妻」の意味で捉えたことに基づく誤解と考えられる。「後家」には「後妻」という語義は存せず、夫と死別した女性(寡婦・未亡人)を指す語である(『日本国語大

辞典』「後家」項。

(30) 中世の酒匂氏について、松田文雄氏は「恐らくは酒井保内中河任の酒匂家が、酒井保の地頭職酒井氏に比敵するほどの勢力を伸長させ、……時の酒井保の地頭酒井利忠別称藤原氏及び舎弟章兼から永光寺寄進の土地を嫡女平氏女の名をもって買い取ったように、……元寇以来の社会構造は、次の室町時代に歴史的にはつきり現れる下剋上の風潮をみせはじめ、その例証が、ここ能登の一角、酒井保に芽ばえていたものであろうと思われる」(松田氏注(28)論文、一三六頁)という見解を述べており、興味深い。

(31) 永光寺の開堂に合わせて行われた上堂においても、「十境普光洞谷山、大陽盈目古今顕」(古写本『洞谷記』三b)という一句が見出されるため、瑩山禪師は日頃から警玄の宗風を敬慕していたものと考えられる。

(32) 衛藤即應氏が『正法眼蔵序説』(岩波書店、一九五九年、三二頁以下)において紹介した『正法眼蔵雜文』は、正法寺七世・寿雲良椿(同時輪住一一五世、?一五一六)が永正一二年(一一五一一)に書写した写本であり、正法寺に所蔵されていた典籍・文書を集集・書写し、一冊にまとめたものである。『正法眼蔵雜文』には、「本寺之置文」の他、他資料では見ることのできない『弁道話』草稿本や『洞谷開山和尚之法語』(『示妙淨禪人』とも)等が収録される。

(33) 寺号の使用開始時期について、東隆眞氏は「元応元年

(一二二九) 如同二年(一二三〇)」(東氏注(3)書、一八〇頁)とし、河合泰弘氏は元応元年の秋から冬とする(『瑩山の伝記史料について』、愛知学院大学短期大学部英語コミュニケーション・シヨン学科閉科記念『argo』、愛知学院大学短期大学部学術研究会、二〇〇八年、四一頁)。「洞谷記」の記事排列から寺号の使用時期を考察するならば、両氏が述べる時期が見出されるであろうが、文保二年冬至に撰述された「本寺之置文」において、すでに寺号が使用されている以上、こちらを採用すべきであろう。

(34) 『大乘聯芳志』が「文保元年退本山」(『曹全』史伝上、五七七a)と述べ、『安樂山産福寺年代記』が「文保元、建洞谷妙巖院、瑾和尚退大乘寺」(佐藤氏注(8)論文、一三四頁)として、文保元年に大乘寺を退董したとするのは、上述の『洞谷記』における入寺儀礼の日を永光寺の移錫と理解したためであろう。

(35) たとえば、安永四年(一七七五)刊行の不琢撰・荊巖慧璞輯『洞上加藍雜記』「仏殿」では、仏殿に安置する釈迦三尊について、

弥陀・釈迦・弥勒、安置三尊、扁三世如来。或釈迦尊、左右添文殊・普賢両大士、曰之脇士。或迦葉・阿難(『曹全』清規、八四〇a)。

と解説されており、近世の曹洞宗寺院では、右のような釈迦三尊の様式が広く行われていたことが知られる。納富常天氏

瑩山禪師伝の再検討(五)(横山)

によれば、三世如来を安置するのは泉涌寺(京都市東山区)・淨智寺(神奈川県鎌倉市)・永平寺(福井県吉田郡)等で、観音・普賢を脇土とするのは寿福寺(鎌倉市)・法雲寺(兵庫県赤穂郡)・天龍寺(京都市右京区)・相国寺(京都市上京区)等、迦葉・阿難を脇土とするのは大慶寺(鎌倉市)・興禅寺(同前)・東漸寺(横浜市磯子区)・總持寺(横浜市鶴見区)等とされ、特異な様式をとる寺院に、観音・弥勒を脇土とする東福寺(京都市東山区)や、文殊・普賢・迦葉・阿難を脇土とする五尊像の報国寺(鎌倉市)、『円覚経』に基づく一二菩薩・観音菩薩・天龍八部集の諸像を周圍に配した様式をとる円覚寺(鎌倉市)等が挙げられるとされる(『永光寺の文化財』、注(13)二〇〇〇年書、一六一頁)。

(36) 『金光明最勝王経』・『妙法蓮華経』・『仁王護国般若波羅蜜経』は護国三部経と称され、鎮護国家をもたらす經典として重要視された。たとえば、『金光明最勝王経』卷五「四天王觀察人天品」には、

世尊、我等四王修行正法、常說正法、以 legalization 世、
……遮去諸惡、所有鬼神吸三人精氣、無慈悲者、悉令遠去。……世尊、時彼國王心往三法師處、聽其所說、聞已歡喜、於彼法師恭敬供養、深心擁護、令無憂惱、演說此經利益一切。世尊、以是經之故、我等四王皆共一心護是人王及國人民、令下離災患、常得安隱。世尊、若有苾芻・苾芻尼・鄔波索迦・鄔波斯迦持

是經者、時彼人王隨其所須、供給供養、令無乏少、我等四王令彼國主及以國人、悉皆安隱、遠離災患(『大正藏』一六・四二七a、b)。

とあり、国王が『金光明最勝王経』を信受すれば、四天王(四王)が様々な災厄から国家・国民を守り、安穩をもたらすことが述べられている。

(37) 東大寺は治承四年(一一八〇)の平重衡による南都焼討によつて多くの堂塔が烏有に帰してしまふが、治承五年(一一八一)から建仁三年(一一〇三)にかけて再建がなされる。その再建記録である『東大寺造立供養記』では、大仏殿脇土造像の様子が、

同(建久八年)六月十八日、始奉造左右脇土也。觀音像、左衛門尉藤原朝綱入道造之。虚空藏、掃部頭藤原親能造之也。大仏師四人、小仏師八十人、番匠八十人、仙人八十人也。觀音、大仏師法橋定覚・〔丹〕波講師快慶也。各作半身、後合其体也。虚空藏、大仏師法眼虚慶・同運慶、即父子也(『群書類從』第二四輯、四〇五頁)。

と伝えられる。これによれば、瑩山禪師当時の観音像・虚空藏像は、建久八年(一一九七)に製作されたもので、それぞれの仏師は、観音像が定覚(生卒年不詳)・快慶(生卒年不詳)、虚空藏像が康慶(生卒年不詳)・運慶(？(一一二四))で、慶派仏師の手になるものであったことが知られる。しか

し、この脇士は永祿一〇年(二五六七)、三好氏・松永氏の争乱に伴う兵火により焼失したため、現在は京都仏師・山本順慶一門と大坂仏師・椿井賢慶一門によつて近世に製作された脇士が安置されている。

(38) 『続日本紀』卷二五「天平二五年一〇月一五日程」に、

冬十月辛巳、詔シテ曰ク、朕以テ薄徳ヲ、恭シク承ケ大位ヲ。志存ニ兼濟ニ、勤メテ撫ス人物ヲ。雖トモ率土ノ之浜、已ニ霑ニフ仁恕ニ、而普天ノ之下、未レ洽ニ法恩ニ。誠ニ欲ス頼テ三宝之威靈、乾坤相泰カニ、修テ万代ノ之福業ヲ、動植咸ニ榮シト。粵ニ以テ天平十五年歲次ル癸ノ末二十月十五日ヲ、發ニテ菩薩ノ大願ヲ、奉レ造リ盧舍那仏金銅ノ像一軀ヲ。尽ニテ国銅一而鎔シ象ヲ、削ニテ大山ヲ以テ構ヘ堂ヲ、広ク及ニテ法界ニ。為ス朕ノ知識ト。遂ニ使メシ同ク蒙リテ利益ノ共ニ致シ苦提上。夫レ有ツ天下ノ之富者ハ朕ナリ也。有ツ天下ノ之勢者モ朕ナリ也。以テ此ノ富勢ヲ造ルコト此ノ尊像ヲ。事之易クシテ成リ、心之難クシ至リ。但恐クハ徒ニ有リテ勞スルコト人ヲ、無クシ能ク感スルコト聖ヲ、或ハ生シテ誹謗ヲ、反ヨリ墮ニテ罪辜ニ。是ヲ故ニ預ニカル知識ニ者ハ、懇ニ発シテ至誠ヲ、各招ケテ介福一ヲ、宜ク毎日ニ三拜ス盧舍那仏ヲ。自ラ当テ存シ念ヲ各ク造ル盧舍那仏ト也。如更ニ有テ四ハ八人情ヲ願スルモノ持テ一枝草一把土ヲ助ケ造ラシト像ヲ者、恣ニ聽ス之。国郡等ノ司莫ク因テ此事ニ、侵ニ擾シテ百姓ヲ強ク令ルコト收斂セ。布告テ遐邇ニ、知ラシメヨ朕ノ意ヲ矣(『經濟雜誌社編』『国史大系』二二、

瑩山禪師伝の再検討(五)(横山)

『經濟雜誌社』一八九七年、二四八〜四九頁)。

とあり、「誠に三宝の威靈に頼りて、乾坤相泰かに万代の福業を修めて、動植咸く榮えんと欲す」という語からは、大仏造立による鎮護国家の意図を読み取ることができる。また、聖武天皇は大仏造立の詔に先立つ天平一三年(七四一)には国分寺建立の詔を下しており、『続日本紀』卷一四「天平一三年三月二四日程」には次のようである。

詔曰、朕以テ薄徳ヲ、忝ク承ケ重任ヲ、未レタ弘ニメ政化ヲ。寤寐多ク慚ソ。古之ノ明主、皆能クシテ先業ヲ、国泰カニ人業シミ、災除キ福至ル。修メテ何ノ政化ヲ、能ク臻サン此ノ道ヲ。頃者年穀不レ豊ナラ。疫癘頻リ至ル。慙懼交々集リテ、唯勞シテ罪ス己ヲ、是ヲ以テ広ク為ニ蒼生ノ遍ニ求ム景福ヲ。故ニ前年馳セテ増飾ス天下ノ神宮ヲ。去歲普ク令テ天下ヲ造リ、釈迦牟尼ノ尊像高サ一丈六尺者各一鋪ヲ、并写サ大般若經各一部ヲ、自リ今春ニ已來、至マデニ于秋稼ニ、風雨順序、五穀豊カニ穰レリ。此レ乃徴ハシ誠ヲ啓クコト願フ、靈呪如レ答フルカ。載チ惶レ載チ懼レシテ無シ以テ自ラ寧スル。案スルニ經ニ云ク、若シ有テハ国土ニ講宣説誦、恭敬供養シテ、流通セル此ノ經ヲ王上者、我等四王。常來テ擁護シテ、一切災障、皆使ニム消疹セ。憂愁疾疫モ、亦令ニ除キ差サ、所願遂ケル心ニ、恒ニ生セント歡喜ヲ者リ。宜ク令ム天下ノ諸国ヲシテ各敬テ造リ七重ノ塔一区ヲ、并写サ金光明最勝王經・妙法蓮華經各十部ヲ、朕又別ニ擬シテ写シテ金字ノ金光明最勝王

瑩山禪師伝の再検討(五)(横山)

経ヲ、毎レ塔各令レ置カ一部ヲ。所ハ冀フ聖法ノ之盛ナルコト、与ニ天地而永ク流ヘ、擁護ノ之恩、被リテ幽明ニ而恒ニ満シコトヲ。其レ造塔ノ之寺ハ、兼テ為リ国花。必ス扱テ好処ニテ、実ニ可シ長久ニス。近人ハ、則チ不レ欲セ薰鼻ノ所ヲ及フ。遠人ハ、則チ不レ欲セ勞シテ衆ヲ帰集スルコトヲ。国司等各宜ク務ニテ嚴飾ニ。兼テ尽シ潔清ヲ。近ク感シテ諸天ヲ、庶幾クハ臨護セシメンコトヲ。布告シテ遐邇ニ、令メロ知ラ朕カ意ヲ。又毎レ国僧寺ニ、施ス封五十戸・水田十町ヲ。尼寺ニハ水田十町、僧寺ニハ必令メ有ニ二十僧、其ノ寺ノ名ヲ為シ金光明天王護国ノ之寺ト、尼寺ニ二十尼、其ノ寺ノ名ヲ為シ法華滅罪ノ之寺ト、両寺相共ニ宜ク受ク教戒ヲ。若シ有ニ不レ闕ル者、即チ須ニ補シ満ツ。其ノ僧尼ハ、毎月八日ニハ必ス応ニ転読ス最勝王経ヲ。毎ニ至ニ月半ニ、誦シ戒羯磨ヲ、毎月六齋日ニハ、公私不レ得ニ漁獵殺生スルコトヲ。国司等宜ク恒ニ加ニ檢校ヲ(同前、二二三〜二三四頁)。

この詔では、国ごとに国分寺・国分尼寺を設置し、そこへの『金光明最勝王経』・『妙法蓮華経』各十部の写経、金字の『金光明最勝王経』(国分寺経)の安置が指示され、毎月八日には『金光明最勝王経』の転読が命じられるなど、国分寺造立において『金光明最勝王経』が数多ある經典の中で最重要視されていたことが明らかである。この点は、国分寺の正式名称が「金光明天王護国寺」とされていることから裏付けられる。したがって、この詔からは、聖武天皇自身が

『金光明最勝王経』への信仰に基づく鎮護国家を企図していたことが明確に看取されよう。また、現在まで伝えられる国分寺経や、東大寺正倉院に所蔵される「最勝王経帙」の、天下諸国毎レ塔安置金字金光明最勝王経一依天平十四年歳在壬午春二月十四日勅(正倉院事務所編『正倉院宝物』中倉II、毎日新聞社、一九九五年、二五頁)。という識語からは、全国の七重塔に金字「金光明最勝王経」が実際に安置されていたことが知られる。

(39) 東隆眞監修・本谷文雄編『図説 永光寺ものがたり―歴史と文化財―』(永光寺、二〇〇二年、三八頁)等で画像を見ることが出来る。現在、この釈迦像には宝冠が存していないためか、単に「釈迦如来坐像」と紹介される場合が多いが、頭部が螺髪ではなく宝髻の造形をとる以上は、宝冠釈迦如来と見て差し支えなく、七宝莊嚴の宝冠は時代を経る中で失われたものと推測される。松浦正昭「永光寺の曹洞禅林彫刻」(注13)二〇〇〇年書所収、二二頁)においても、本像は宝冠釈迦如来とされる。

(40) 佐藤俊晃氏は、華嚴思想ではなく、石動山信仰の影響を指摘しており(『石動山信仰と能登登山教団』、『宗教学論集』一二、一九八五年)、清水邦彦氏も佐藤氏の説を承けている(『中世曹洞宗における地藏信仰の受容』、岩田書院、二〇一六年、六五頁)。

(41) 瑩山禪師の護国思想については、元亨四年(正中元年・

一三二四)に行われた永光寺法堂の開堂法語において、檀越よりも先に後醍醐天皇(一二八八〜一三三九)に対する疏を宣読したり、『瑩山清規』天冊「年中行事」においては、正月に行われる祝聖(祝聖修正)を「天下叢林之一大事」(『禅宗清規集』三九〇頁)と位置づけるなど、天皇あるいは朝廷への志向を少からず読み取ることができる。もちろん、天皇あるいは皇帝への祝聖や祈禱は、宋代禅林以来の慣例であったため、瑩山禅師もその慣習に則つたに過ぎないとの見方も可能であろうが、検討の余地は残されていると思われる。野村俊一氏は、瑩山禅師における祝聖修正の重視は、「天皇・朝廷への対外的な政策を打ち出そうとした」(『瑩山紹瑾の永光寺仏殿造営とその意義』、『日本建築学会計画系論文集』六二九、二〇〇八年、一六一―一五頁)意志のあらわれであると指摘している。なお、曹洞宗における祈禱については、『洞谷記』に、

法堂地方始^ム。一衆普請。諷経消光呪一遍、先師大乘和尚、造営祈祷、佳例^{ナリ}也(古写本『洞谷記』一a)。

とある通り、義介の影響は少なくなかったものと見られ、大乘寺教団の教学等も視野に入れる必要があるであろう。

(42) 『三祖行業記』『三祖介禅師章』に、「師受三師命、洛陽建仁・東福、東関寿福・建長遍歴順観」(『曹全』史伝上、七b)とある。

(43) ただし、最初に造像された三尊仏の行方については、資

瑩山禅師伝の再検討(五)(横山)

料が残されていないため杓として知れない。

(44) 『洞谷記』には、「或為三亡妻追善、建立浴室^ヲ」(古写本『洞谷記』七a)とあるため、明水因は施主名は不明であるものの、亡き妻への追善のために建立されたことが知られる。

(45) 禅林寺本『瑩山清規』では、破損のため判読できないが、『正法清規』(『続曹全』清規・講式、七三a)にこの垂誠が掲載されているため、これにより欠字を補った。

(本論文は平成三〇年度に駒澤大学へ提出した博士學位論文『瑩山禅師の研究』「伝記と著作の成立史を中心として」に加筆・修正を加えたものである)